

第494回（定例）福崎町議会会議録

令和2年12月15日（火）

午前9時30分開会

○令和2年12月15日、第494回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第1号	1番	河嶋重一郎	(1) 安全安心のまちづくりについて (2) 農業問題について (3) 林業問題について
第2号	2番	松岡秀人	(1) 町長の政治姿勢について (2) 防災・減災について (3) 教育について (4) 介護保険制度について (5) 農業について
第3号	13番	前川裕量	(1) 集落内排水路の治水について (2) 小規模校における少人数学級の在り方

- について
- (3) ギガスクール構想におけるタブレットの活用について
- (4) ジャンボタニシによる水稲被害について
- 第4号 3番 三輪一朝 (1) 本町の令和3年度歳入ならびに令和3年度以降の歳入の設計とその影響について
- (2) 本年度における新型コロナウイルス感染症の追加対応策について
- (3) 併任人事協定の締結について
- (4) 本町組織の力量、パワー向上にかかる取り組みについて
- 第5号 8番 竹本繁夫 (1) 神崎郡ごみ処理施設建設について
- (2) 行政手続きに関する押印の見直しについて
- (3) 新型コロナウイルス対策について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
 ただいまから、本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
 それでは、これより本日の日程に入ります。
 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
 1番目の質問者は、河嶋重一郎議員であります。
 質問の項目は
 1、安全安心のまちづくりについて
 2、農業問題について
 3、林業問題について
 以上、河嶋議員。

河嶋重一郎議員 皆さんおはようございます。ただいま、議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。議席番号1番の河嶋です。よろしくお願いいたします。

まず、第1問の質問事項であります。町道大門石引線、加治谷岩尾神社前の道路の拡幅について、質問いたします。

町道大門石引線の車の通行量が非常に最近多くなりました。井ノ口から北野を通り、加西市へ抜ける車のように思います。また、この道路は加治谷、亀坪住民の通勤の道路でもあります。

そのような中、加治谷岩尾神社前では、道路の一部が極端に狭くなっており、一番狭いところでは道路幅が3.3メートルしかなく、どちらかの車が停止して一方の車が抜けるまで待つこととなります。大変混み合うこともありま

す。特に朝夕が多く、学童道でもあり、かなり危険であります。また、大きな災害時を考えると、何とかしなければならないと思います。拡幅する方法がないのかどうか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 ご指摘の箇所につきましては、前後の道路幅員に比べますと、その箇所だけ幅員が狭小となっているため、通行者の方々にご迷惑をおかけしていますことは、町といたしましても認識をしております。ただ、道路拡幅を行うとなりますと、拡幅部の用地確保というものが必要となってくるわけですが、議員もご承知のとおり、該当箇所の道路両側には、岩尾神社の石造り鳥居や石橋といったような、兵庫県の指定重要有形文化財、こちらが存在しております。

以前にも、この拡幅計画が上がりました際には、その文化財の移転につきまして、県の文化財担当課などと調整、協議を行ってございましたが、まとまらずに事業の実施にまで至らなかったといったような経緯もございます。

今、現時点におきまして、具体的にどうしますといったような返答はできないわけですが、今後、文化財担当課との再協議などを含めまして、事業実施の手法など、調整、検討を行っていきたいというふうに考えております。

河嶋重一郎議員 十分分かっておるんですけども、何とかこう実現可能な方法を見出していたでいて、よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、有害駆除隊員の担い手の確保と育成についてであります。

今年度の4月より10月までの有害駆除活動も終わり、今は狩猟期に入っております。年々シカ、シシが増えつづけておりますが、駆除隊員は、銃器、鉄砲による隊員は現在13名までに減少しております。年々減少しております。高齢化によるものと思われませんが、駆除活動はおおむね15名程度となっておりますが、現在は13名で活動されております。今後のことを考えますと、銃、わなともに、何か手を打たなくてはと考えます。

将来、有害駆除活動等においても、非常に困難になって、他市町から応援を求めなければならないというようなことにもなりかねません。参考といたしまして、鳥獣対策協議会などというものを設置して、町内全域で対策をと思えますが、以上、お尋ねいたします。

農林振興課長 福崎町では、鳥獣被害防止計画を3年ごとに更新してございまして、この計画に基づいて鳥獣対策を行っております。この計画の策定に当たりましては、福崎町鳥獣被害防止対策協議会の構成員であります姫路農林水産振興事務所、それから町の猟友会、町の農会長会等の意見を聞きながら行っております。

福崎町猟友会の方には、有害鳥獣の捕獲に関して、大変お世話になっているところでもあります。猟友会の会員は全体で21名のうち、銃器班が13名、わな班が14名で活動していただいております。65歳以上の方が12名いらっしゃいまして、逆に二十歳代の方も1名いらっしゃいます。町におきましても従事者の高齢化、それから引退による減少を把握しております。

町では、平成24年から猟友会の駆除活動に協力することを条件に、狩猟取得免許に必要な経費の一部の助成を行ってございまして、令和元年度末までで15名の実績があります。最近はその利用者が減ってきたので、広報による案内、それから区長様による隣保回覧に加えまして、集落営農の組合長宛にも案内を送付しております。

河嶋重一郎議員 今の答弁、何とか、そういった組織があるんでしたら、その組織を活用していただいで、もう一歩進んだ対策をお願いしておきたいと、こういうふうに思えます。

それから、その有害駆除の活動の後の、有害鳥獣捕獲後の処理についてであり

ます。町の猟友会は、4月より10月までの期間を定めて有害駆除活動をしております。その中で捕獲後のシシ、シカの処理です。令和2年度、シシが68頭、シカ64頭捕獲しております。シカについては、姫路のほうに処理施設があるんですが、この施設も時間の制限とか、いろいろな定めがありまして、なかなか処理場へ持って行くことが、福崎町の場合はちょっと不可能というようなことで、あまり持って行っておりません。

それとシシの処理施設は全く近辺にはございません。現在は埋設ということで、かなりの重労働で穴を掘って埋めておりますが、捕獲後の処理が重労働なことが大きな課題となっており、有害駆除活動の障害にもなっております。隊員の高齢化にもよるんですが、そのようなことの中で、当町において何か処理施設を考えられないかと思っておりますが、どうですか。4月から10月までのシシは、ご存じのように、食用にならない、油がほとんどないということで、食用にならないということで、もったいない話ですが、廃棄しております。

参考といたしまして、微生物が分解する減容化施設があるようですので、そういうこともぜひとも研究されて、次のステップに進んでいただいたらと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

農林振興課長 イノシシの処理につきましては、猟友会に大変苦勞をかけておると感じております。施設の設置につきましては、維持管理のことを考えますと、福崎町単独ではなく広域での取り組みが必要かと思われまます。ジビエとしての有効活用や議員提案の微生物によります減容化施設も含めて、近隣施設とともに今後の研究課題として、取り組んでいきたいと考えております。

河嶋重一郎議員 ぜひとも、早急に検討に入っていただきたいとお願いしておきます。

次の質問に入らせていただきます。

さて、この鳥獣被害支援についてでありますけども、野生鳥獣により兵庫県内の2019年度の農林被害額が前年度比15%減の4億9,250万円とのことです。捕獲強化や防護柵の設置などの効果とともに、各市町における有害駆除活動の成果が大きかったのではないかと思います。

さて、今年度のシシの数が異常とも思える数になっております。当町での猟友会の有害駆除で、令和元年4月から10月の間に、シシ、シカ97頭を捕獲しており、令和2年度、シシ、シカ132頭の捕獲、昨年度より35頭多く捕獲されております。ということは、かなりのシシ、シカが増えておると、こういう現状になっております。次年度、次の年度が大変心配なところあります。

それと、シシによる農作物の被害は、これはよく聞く話なんですけども、近年では田んぼのあぜ、溝、農道、池の周りまでシシが掘り起こします。現状を見られた方はあると思うんですけども、被害が続出しており、農家だけでなく、一般住民の方までもが被害を受けることになっております。

水稻等におきましては、農業共済である程度の補償はあるんですが、シシの被害により田作り、畑もそうですけども、諦めて放棄田にかなりなっているところも、私多く目にしております。

そのような中で、何とか、こういう農家だけではないんですけども、支援の方法はないのかと、今後は考える必要が出てくるのではないかと、こういうふうにも思うんですが、そこらのことはどうなりますか。

農林振興課長 申し訳ございません。現在のところ、個人所有の農地が獣害により被害を受けた際の、復旧に関する支援はございません。集落で管理していただいております水路、農道、ため池等につきましては、町単独土地改良事業の補助金制度を利用いただけたらというふうに考えております。

獣害対策につきましては、地域ぐるみで取り組むことで、効果が上がるという
ようなことが実証されておりまして、活動には多面的機能支払の交付金を充てる
ことも可能となっておりますし、また毎年翌年度の防護柵の設置につきましても
区長様宛に案内をしているところであります。

河嶋重一郎議員 今後において検討をしていただくことをお願いしておきます。

次の最後の質問に入ります。

次に、このナラ枯れ被害対策、ナラ枯れといいますのは、ブナ科の木のこと
です。当町内での松枯れはここ数年か数十年の間にほぼ松は全滅しております。
一部残っておるのは、七種山の一部だけだろうと、私はこういうふうに見てお
りますが、皆目といっていいほど松はなくなっております。

その原因は、ご承知のように、松くい虫の防除をしなくなったことが原因の
ようにも思われます。そのような中で、当町において落葉樹のナラの木の
大木が枯れ始めております。各所で見受けられます。松の木のまた二の舞に
ならぬように、今から対策を講じる必要があると思いますが、そこで質問いた
します。

まず、当町内の森林において、ナラ枯れの被害状況と原因について、お尋ね
します。また、近隣市町の被害状況はどうなっておりますか、その点お伺い
します。

農林振興課長 ナラ枯れは、カシノナガキクイムシというものが、ブナ科の樹木
のうち、ナラ類やシイ、カシ類に集中的に潜入、産卵して、そのときに病原
菌であるナラ菌を持ち込んで、樹枝の細胞に害を与えて通水障害となって
枯らせてしまう伝染病であります。

被害状況につきまして、今年度、姫路農林水産振興事務所、森林課の担当
と町内のナラ枯れについて調査を行っております。大貫地区で5本、東田原
地区で25本、福田地区で1本の計31本の被害が確認されております。

また、県内近隣市町の被害状況ですけれども、平成18年度までは但馬地
域でのみでしたけれども、次第に南下が進み拡大してきております。平成
22年度以降は被害量が減少傾向でしたが、平成25年からまた増加に転
じて、平成29年度にかけて阪神地区を中心に大きな被害が発生して
おります。

平成30年、令和元年度は、被害量がまた減少したものの、県下の被害
地域そのものは拡大しておりまして、令和元年度拡大地域としては、加
西市、姫路市、市川町、洲本市で被害が確認されております。

河嶋重一郎議員 当町は里山、山が里に近い里山が多く、人家に対しても
危険なところがあります。また景観についても、よくない現象だと思うの
ですが、既に枯れている大木があるんですけども、そういう処分は
どうすればいいのか。山の持ち主が処分する場合は、何かの支援策
があるのかどうか。被害防止に対しての支援はどうか、お尋ね
します。

農林振興課長 枯れた木につきましては、山の持ち主が持ち帰って焼却
するのが一般的と考えておりますが、実施するとなれば負担が
かかります。兵庫県ではナラ枯れ被害対策実施方針を策定して
おりまして、福崎町は比較的被害が少ないので、町が防除事業
を行うのであれば、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担
で実施できる区域と指定されておりまして、令和3年度に今回
確認された31本全てを防除するように、県に要望を行って
いるところであります。

河嶋重一郎議員 そういう制度があるんでしたら、要望がかなう
ように、山の持ち主の負担が少しでも軽くなるように、お尋ね
したいと思います。

次に、被害拡大防止対策と今後についてお尋ねします。

農林振興課長 令和3年度に全地区でナラ枯れ対策事業を実施
できれば、被害拡大が防止できると考えておりますけれども、
その後、新たに被害地区が確認されれば、速や

かに事業を実施していこうというふうに考えております。

河嶋重一郎議員 先に申し上げた松の木の二の舞にならぬように、先手を打っていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

議 長 以上で、河嶋重一郎議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、松岡秀人議員であります。

質問の項目は

- 1、町長の政治姿勢について
- 2、防災・減災について
- 3、教育について
- 4、介護保険制度について
- 5、農業について

以上、松岡議員。

松岡秀人議員 議席番号2番、松岡秀人でございます。議長ご案内のとおり、一般質問をさせていただきます。

今年が年初からコロナ、コロナ、コロナで、新聞、ラジオ、テレビ等でこの言葉を聞かない日はなかったと思います。今日も新聞には今月の28日から来年の1月11日までは、G o T o トラベル全国一斉停止という報道がありました。本当にG o T o トラブルとなって、コロナの影響は非常に大きいものです。

このたび、このコロナで、特に英語でクラスターとか、ステイホーム、パンデミック、ソーシャルディスタンス、ウィズコロナ等々、いろんな言葉も覚えられたんではないでしょうか。これは、あまり関心はできませんが。それでは、最初に町長の政治姿勢について、お尋ねいたします。

町長は、「継承から発展へ」をキャッチフレーズに約1年8か月経過しました。私は、継承はもう十二分にされておるとは思いますが、これからは発展へと、この人口1万9,000人余りのきらりと光る小さな町ではありますが、福崎町を輝く町へと、どのようにして発展させようと考えておられるのか、抱負をお尋ねいたします。

町 長 私が町長になって、初めての臨時議会を令和元年5月に開催させていただきました。その所信表明の中で、私は、福崎町は町制施行以来60年余りたちますが、教育、文化、福祉を大切にしてきました。まずはこの原点を忘れないように、町政を進めていきたいと考えています、と所信を述べました。その思いは今も変わっておりません。

次に、具体的にどのようなことを重点施策と考えているかということですが、その第1点目は、安全安心のまちづくりであります。町の最も重要な仕事の一つは、住民の安全安心を守ることはないかと思っております。気候変動の影響で地球の気温は毎年上がっています。台風は大型化し、集中豪雨が頻繁に発生するようになってまいりました。そのようなことに対応するために、公共下水道事業の雨水幹線工事、これを着実に計画的に進めていきたいと、このように思っております。

それから、河川整備も大事なことだと思います。けれども、市川の河川整備計画には、福崎町まで計画が入っておりません。姫路市までであります。したがって、市川水系の土砂撤去、雑木の処理、こういったことについて、県のほうに要望をさせていただきたいというようにも思っております。

それから、第2点目は、子育てがしやすいまちづくりであります。先ほど、私は教育を大切にしていきたいと言っておりましたが、それに準じたところで、子

育ても重要であるというふうに思っております。国を富ますためには、やはり教育、子育て、ここを重点に進めていく必要があると思っております。

今年度の事業につきましては、公園の整備ということで、浄化センターの修景施設を公園化する事業を進めております。次年度以降も子育て支援につきましては、施策を続けていきたい、充実をさせていきたい、このように思っております。

それから、3点目は、駅へのアクセス道路の強化であります。駅周辺整備事業は完了しましたですけれども、これで最後だとは思っておりません。駅へのアクセス道路を強化することによって、駅のにぎわいづくり、福崎町全体のにぎわいづくりにつなげていきたいと、このように思っているところでございます。

松岡秀人議員 先ほど町長のご答弁の中で、私は特にこの子育て、これを来年度もずっと充実させていきたいというふうなご答弁がありました。今年度はコロナ対策として、赤ちゃん誕生時に一律10万円を給付されたと伺っておりますが、10万円とは私は言わないですけども、来年度からずっと継続支給をお願いしたいと思うんですが、町長、お考えはいかがですか。

町 長 先ほども申し上げましたように、私は、子育て支援の観点というのは非常に重要なことだと思っております。提案のあります誕生祝い金ですか、そういったことも含めて、どのような子育て支援ができるのか検討してまいりたいと思います。

松岡秀人議員 今日朝から非常に冷えて寒いですので、ホットで温かい回答を待っております。

続きまして、先般、総務文教常任委員会でも少しお話がありましたが、各地区を回られる行政懇談会、これについて町長はどのように考えられておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

町 長 私は、行政懇談会につきましては、実は令和2年度、今年度ですね、実施したいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、断念をさせていただきました。住民の皆さんの声を直接聞くということは、大変大事なことだと思っております。これからのコロナの状況にもよりますが、環境が許せば令和3年度に各集落での行政懇談会をお願いしていきたいと思っているところでございます。

松岡秀人議員 コロナが落ち着いたら回られるというふうな答弁だったと思いますが、それはそれで結構だと思うんですけども、これから行政懇談会に回られるのに、一つの案として、要望のある地域から順次回っていかれると、今までは何月何日、私は中島ですけど、中島、そしたら次は長目とか、いろいろ行政のほうから日にちを決められておられるんじゃないかと思うんですけども、その辺りどういうふうな仕組みになっておりましたかね。

町 長 今までは、行政懇談会、これだけを開くというのは、なかなか集落のほうにも負担がかかるというようなことで、人権・青少年の研修会に合わせまして、お願いをしてきたという経緯がございます。今のところ、私の中には、そういう今やっている事業と合わせてするのが負担もかからないのではないかなというように思っておるんですけども、別に行政懇談会だけを開催してほしいという希望がある村につきましては、そのようにさせていただいたらよいかというように思います。

松岡秀人議員 直に要望のあるところに行かれて、直に住民さんと、区長さんだけでなく住民さんと本当に膝を交えて話し合われたら、今まで以上に町内の事情がよく分かるんじゃないかと思ひまして、質問させていただきました。

それから、今議会の冒頭に町長は、挨拶の中で、雑誌に、このコロナ禍の時代の移住先ランキング近畿地区1位ですか、福崎町が選ばれましたと、非常にうれ

しいし、名誉あることだと述べておられました、何かそれに対してアクションとか、PRとか、せっかく近畿地区で第1位に選ばれたんだったら、どういうアクションとか、PRをされているのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

町 長 アエラという雑誌に、コロナ禍における移住先ランキングという特集がありまして、その中で福崎町が近畿地区の第1位になりました。大変うれしいことでもあります。これを受けまして、私はまず一番最初は、井戸知事と面談する機会がありまして、井戸知事にお話をさせていただきました。知事もよかったなと言って、大変喜んでいただきました。こういった記事が出た後に、すぐに地域振興課に言いまして、移住、定住をもっともっとPRしようということを行いました。

今、移住、定住というバナーというんですかね、福崎町のホームページにそういうものをつくっております。そこをクリックしていただきますと、福崎町がどんな町かというようなことが、ずっと出てくるようなホームページを作成しております。そのほかにも、これは今年度ということではないんですが、来年度に向かって、移住、定住についての施策を考えてほしいということ、地域振興課、それからまちづくり課、空き家を担当しているまちづくり課ですね、そこに指示をしております。何らかのアクションを起こしていく必要があるというように思っているところでございます。

松岡秀人議員 といいますのは、私、議員をさせてもらってから15年ちょっとになりますけども、最初、15年ちょっと前は、たしか人口2万人余りだったと思うんです。それが現在1万9,000人、ざっと1,000人ぐらい減っていると思うんで、こういう一つの何かアクションを起こされて、この今の人口1万9,000人を割らない、必然的に割っていくだろうと思っておりますけども、割らないようにできるだけ移住してもらおうように、先ほどの子育て支援の赤ちゃん誕生の祝い金、それも積極的にPRされたら、どんどん福崎に人口が増えて、活性化もして、もっともっと発展するんじゃないかなと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがですか。

町 長 人口減を食い止めるためには、どういう施策が必要なのかということでもあります。子育て支援も一つでありますし、これは、これをしたら人口減が食い止められるということは、私はないと思っております。いろんな施策を組み合わせ、魅力あるまちづくりをすることが大事ではないかなというふうに思っております。

第一番に、私、この福崎町のまちづくりで、よかったなと思うのは、公共下水道整備ができたことです。これによって、住宅も建ちやすくなりましたし、商店も企業さんも来やすくなりました。これが一番大きな魅力になったんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう一つは、福崎駅周辺整備事業であります。これは私が役場に入ったときから、駅前再開発ということは言われておったんですが、なかなかできなかったということで、福崎町はこの役場のある田原地区が一つの窓口になっておりましたが、もう一つ西の玄関口もできたということで、そういったインフラはある程度整備できたんじゃないかなと思っております。

その後、どうしていくんかということでもあります。私は、先ほども言いましたように、教育、人材育成、子育て、こういったことが、これからは重要になってくるんじゃないかなと思っておりますので、私は、そちらのほうを今後しっかりとやっていきたいなと、思っているところでございます。

松岡秀人議員 この福崎町の発展のために、人口減少を止めるためにも、いろんな施策が必要だと思っておりますけども、一つこの例えば長生き、子育て、スポーツするなら福崎町

とかという、こういうキャッチフレーズというんですか、そういうのを何か一つ考えられて、いろんなところにPRしていけば、福崎町という名前も、柳田國男と吉識雅夫だけじゃなくて、そういうキャッチコピーも、今必要な時代ではなからうかと思しますので、またその辺もご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2番目の質問に移らせていただきます。

防災・減災についてであります。この災害が起きたときは、行政だけでは住民の生命を守ることは難しく、自助の精神で住民自身が自覚をもって行動しなければならない。それを地域の共助、互助、互いに助け合う、これで支えなければならない、その上で公助の責任を行政機関が果たすようにする、それが自助、共助、公助であると言われております。

そういう考え方の中で、各地区で自主防災組織というものができていると思っております。災害のときには早期避難に勝る敵なし、という言葉あります。空振りでもいいですから、この言葉を大事にしていき、災害から身を守りたいものです。

それでは、お尋ねいたします。平成28年熊本地震、平成30年7月の豪雨、令和元年の台風など気候変動の影響による激甚な災害が全国で頻発しております。いづれどこで災害が発生してもおかしくない時代になった。この福崎町においても、災害が起こってから対策をするのではなく、事前防災に取り組むことが必要と考えております。

国では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法というものがあって、それに基づく取り組みが進んでいると聞いております。国土強靱化計画とは一体どういうものなのか、お尋ねをいたします。
まちづくり課長 国土強靱化計画ですが、国土強靱化基本法というものがございまして、それは東日本大震災、こちらから得られました教訓を踏まえまして、大規模な自然災害などに対する事前の備えを行うことの重要性、こちらを鑑み制定されたものでございます。この法律に基づきまして、国が国土強靱化に係る国のほかの計画等の指針となるべきものとして、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたものが国土強靱化基本計画となっております。

また、都道府県や市町村がその区域に関して定めていますものが、国土強靱化地域計画となっております。福崎町ではこの地域計画といたしまして、令和2年6月でございまして、福崎町強靱化計画、こちらを策定いたしております。

以上です。

松岡秀人議員 今年6月に福崎町強靱化計画を立てられたと答弁がありましたが、だったらその福崎町の強靱化計画の概要というものは、どういうものなのかお尋ねをいたします。

まちづくり課長 この福崎町の強靱化計画でございまして、本町、福崎町で想定されます山崎断層帯、こちらの地震でございまして、台風、梅雨前線などの風水害、また土砂災害、大規模火災などを対象にいたしまして、「町民の生命の保護が最大限図られる」「町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される」「町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる」「本町の迅速な復旧、復興を可能にする」この4点などを実現することを基本目標といたしまして、リスクシナリオの設定でありますとか、課題の分析や対応方策の検討及びその優先順位づけを行いまして、計画に反映させたものとなっております。

松岡秀人議員 この福崎町における国土強靱化計画の策定の大きなメリットというのは、どういうものがあるんですか。

まちづくり課長 メリット等でございますが、この国土強靱化に関する取り組みといたしまし

て、国のほうでは平成30年から令和2年度に重要インフラ、こちらの緊急点検の結果を踏まえました、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、こちらによりまして、全国におきまして特に緊急に実施すべきハード、またソフト対策を集中的に実施、事前防災による国土強靱化に取り組んでいるところでございます。内閣に設置されました、この国土強靱化推進本部、こちらでは、今後中・長期的視野に立ちまして、具体的な目標を掲げ計画に取り組むため、必要・十分な予算を確保するとしております。

福崎町におきましても、国や県の計画に沿った形で、地域計画を策定いたしておりますので、防災・減災対策事業など、国土強靱化関係事業の採択などに対しまして、可能性が広がってくるものだと考えております。また、この地域計画を策定し事業を実施していくこと、こちらにつきましましては、住民の方々の安全安心の確保、こちらはもちろんでございますが、地域の安全性、こちらを向上させることは、企業の投資などにおきましても、メリットがあるものであるというふうに認識いたしております。

松岡秀人議員 そうしますと、福崎町のこの強靱化計画に策定されていない、掲載のない事業などは、これは実施できるんですか、できないんですか、どうなんですか。

まちづくり課長 当然、補助を、国庫補助ですが、そちらをもらいながら事業を行っていくには、基本的には掲載がないとできなくなると考えております。ただし、この計画につきましましては、期間を令和2年から令和6年といった5年間といたしております。この掲載している事業は期間ごとに見直しを行うこととなっておりまして、必要な事業が出てくれば、その都度見直しを行いながら、追加するなどの対応はできることとなっております。

また、この計画期間中に大災害などが発生した場合におきましても、それらから得られました教訓や知見を基に、その都度PDCAサイクルなどによりまして、掲載事業の見直しを行い、対策を行っていく必要があるものと考えております。

松岡秀人議員 先ほどの課長のご答弁の中で、地震という言葉がありましたが、この地震について少々お尋ねしたいと思っております。これ、山崎断層の地震の被害想定というものは、想定されておるのかどうか。お尋ねをいたします。

住民生活課長 地震の被害想定でございますが、地域防災計画ではここ30年以内の地震発生確率は低いと予想しておりますが、山崎断層帯でマグニチュード8、福崎町が震度6弱の地震に見舞われた場合の被害想定は行っております。

松岡秀人議員 その被害想定というものは、どういう想定なのか、例えば建物の被害の想定はどのようにお考えなのか。全壊が何ぼとか、半壊が何ぼとか、大体分かれば教えていただきたいと思っております。

住民生活課長 先ほど申し上げましたマグニチュード8、福崎町が震度6弱の地震に見舞われた場合の建物被害ですが、全壊家屋26棟、半壊家屋226棟、焼失家屋1棟と想定しております。

松岡秀人議員 地震が起きた場合、もちろん火災とか倒壊、半壊いろんな事態に見舞われると思いますが、この震災の廃棄物の発生量、ごみですか、瓦礫、災害ごみというんですかね、そういう物の予測はされておりますか。

住民生活課長 震災廃棄物の発生量につきましましては、2万7,000トンと予測しております。

松岡秀人議員 その2万7,000トンと今おっしゃいましたが、だったらその震災廃棄物の仮置場、置場所ですね。よくテレビや新聞等々で拝見すると、なかなか仮置場があらかじめ想定されていないとかというふうなことも、よく見ますので、どういうところに仮置場を想定されておるのか、ご答弁をお願いいたします。

住民生活課長 震災廃棄物の仮置場につきましては、相当広大な土地が必要となりますので、適地の選定には至っておりません。選定につきましては町有地のほか、民有地の利用も視野に入れ検討する必要があると考えております。

松岡秀人議員 こういう災害が起こってから選定すると間に合わないの、できれば、机上だけでもいいですけども、選定候補地というのは、あらかじめされておくほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

住民生活課長 今後は地域防災計画の見直しの折に、検討してまいりたいと考えております。

松岡秀人議員 その場合に、特に災害の瓦礫ごみを運ぶ手段として、ほとんど車になろうかと思うんですけども、軽トラとかダンプにしても、テレビをよく見てますと、1回行くのに何時間、近くであっても何時間もかかると、結局アクセス道路というんですか、そういうものをあらかじめ考えて、例えば一方通行にして回るとかというふうなことも想定されておればいいかなと思うんですけども、その辺りのことも検討されておるんですか。いかがですか。

住民生活課長 現有の町有地でございましたら、なかなか広大な土地がございませんので、そのような場合、可燃物はこちら、不燃物がこちらというふうに、場所を変えての選定もあり得るかなと考えております。

松岡秀人議員 渋滞とか混雑がしないように、あらかじめ検討を求めておきたいと思います。そしてその災害に遭われた方の避難先ですね、特に大災害の場合は仮設住宅というのは絶対に必要になってくると思うんです。何ぼこういう福崎、小さな田舎町でも倒壊、半壊すれば、住むところがないと。学校の中に避難してもすぐに学校は学校運営をしていかなければならないので、何日間しかその学校に住まれないと。だったらその仮設住宅、こういうものが必要になってこようかと思うんですけども、仮設住宅の建設予定候補地というんですかね、これらも検討されておるんでしょうか。

住民生活課長 仮設住宅の建設予定地でございます。明確に明記はしておりませんが、山崎住宅、大門住宅等、古い町営住宅は、入居者が退去したのから順次除却しておりますので、そちらのほうに適地ではないかと考えております。

松岡秀人議員 それと、大きな災害のときには、携帯電話の使用が非常に難しい、通じないというふうなことをよく耳にしておるんですけども、携帯電話が使えなくなった場合に、一番に行くのは公衆電話、固定電話というんですかね、公衆電話ですかね、こういうものは町内に、現在何台ほど設置してありますか。

住民生活課長 現在町内には23台の公衆電話がございます。総務省の基準では、市街地においては、おおむね500メートル四方に1台、それ以外の地域においては、おおむね1キロ四方に1台という基準がございます。その基準に当てはめると、おおむね充足しておりますが、災害発生時にはN T Tに特設公衆電話を設置してもらえることになっております。最大で37台が設置されることとなっております。

松岡秀人議員 公衆電話が現在23台でしたかね、設置されていると。私は公衆電話がどこにあるかと自分で思ったら、分かるのはもうこの役場と郵便局のところにある1台だけが、すぐに頭に浮かぶんですけども、それ以外になかなか公衆電話というのは、東中学校のちょっと東側に1台あったかなと思ったんです。今はもう撤去されているのかどうか分からないんですけども、町内に公衆電話が23台設置してあれば、そういうものを何かマップ広報、広報ふくさきなんか、マップに一応載せられたらいかがかなと思うんですけども、そういうことはどうなんですか。

住民生活課長 独自のマップを作成する予定はございませんが、今後の作成されるマップに掲載することは検討していきたいと考えております。

松岡秀人議員 そういう物に掲載するということが、住民サービスの一つじゃなかろうかなと

思います。

そういう災害が起きたことばかり言ったらおかしいんですけども、避難所とか、公共施設にソーラーパネル、太陽光発電が設置してあるところがあるかと思いますが、そのソーラーパネル、太陽光発電が設置してあるところに、蓄電池を備え付けて、発電機でも置いておけば、いざというときというのは、電気もガスも恐らくインフラ整備はパンクすると思うんです。

電気だけでもそういう自然エネルギーから蓄電しておいて、発電機があれば避難所だけでも電気がつく、電気がついたら人間温かい気持ちになるんで、冷え切った心もそこで温かくなるんじゃないかと思うんですけども、そういう公民館とか、公共施設の上に設置される場合に、特に公民館とか避難所のところに設置する場合に、町の補助金とかというものはあるんですかね、どうですか。

住民生活課長 福崎町各種事業補助金の対象事業は、公民館の新築及び増改築、耐震改修事業などがございますが、今のところ追加で発電設備、蓄電設備を設置することは想定しておりませんので、今後検討させていただきます。

また、町施設で太陽光発電を設置しておりますのは、図書館、辻川山公園、公立幼稚園4園の6か所となっております。蓄電池も相当効率のよい物ができてきておりますので、そちらにつきましても今後研究させていただきます。

松岡秀人議員 そういうふうにして、研究を求めておきます。

続きまして、強靱化の中にありましたように、河川整備ですか、雨水排水幹線、これ現在整備中の工事について、お尋ねいたします。

雨水幹線工事は、平成17年頃から順次工事を進めておられると思います。近年の川西地区では川端雨水幹線や駅東雨水幹線は、平成30年度辺りに完了しております。また、川東地区でも川すそ雨水幹線工事を継続して進めてもらっており、町として雨水対策に力を注いでいることはよく承知しておるところでございます。

現在、進めておられる川すそ雨水幹線工事（その9）、播但の西の側道の道路上ですか、歩行者専用道路、そこに今工事が進められておりますが、工事の完成の予定は、いつ頃と想定されておりますか。

上下水道課長 川すそ雨水幹線工事（その9）につきましても、中島区をはじめ近隣の方々に大変なご迷惑をおかけしております。なかなかの難工事でありましたが、ようやくボックスカルバートの設置も完了し、先日、矢板の引き抜き作業も完了いたしました。工事は何とか予定どおり年内に完了する予定でございます。

議 長 一般質問の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時43分

◇

議 長 会議を再開いたします。

松岡秀人議員 昨年9月に発生した豪雨により、中島地区で7件の床下浸水の報告が上がっております。現在進めておられる南田原地区の雨水整備工事は、それらの解消に向けて取り組まれている工事と聞いております。この工事の完了時期はいつ頃なのか、また完成後は本当にその効果が発揮されるのか、答弁を求めます。

上下水道課長 この工事につきましても、現場の作業は全て完了をしております。現在は竣工図書等の整理を行っているところでございます。来月には完了検査を行う予定としております。また、完成後の効果ということでございますが、明確に何ミ

リの降雨に対して大丈夫ということは、時々状況によりまして変わってくるため、お答えすることは難しいのですが、先ほど議員が言われました豪雨による被害につきましては、この工事の完了及び川すそ雨水幹線工事が進むにつれて、解消または軽減されるというふうに考えております。特に川すそ雨水幹線においては、既存の支線排水路を接続していきますので、被害軽減の効果が大きく期待できるというふうに考えております。

松岡秀人議員 その答弁を期待しております。

それでは、その川すそ雨水幹線工事について、現在進めておられる（その9）の下流側は未整備となっております。いつ頃発注される予定なのか、答弁を求めます。

上下水道課長 川すそ雨水幹線工事（その9）の下流は、約350メートルの区間が未整備となっております。今後はその区間を二つに分けて発注する予定としており、そのうち約210メートルの区間については、12月23日に（その10）として、入札をいたします。残りの約140メートルにつきましては、来年度に発注する予定でございます。

松岡秀人議員 残りの二つは来年度（その11）まで発注されると。それでは、その上流側の工事については、播但道の下工事ですね、これは通行に非常に大きな障害が出るんじゃないかならうかと思っておりますが、どういう工法でされるのか、工事がスムーズにできるような工事になるのか。その辺をお尋ねいたします。

上下水道課長 現在、工事中の（その9）の上流部でございますが、議員おっしゃられるとおり、播但連絡道の出入口が関係してきますので、その対応を現在検討している最中でございます。警察や兵庫県道路公社などの協議を進め、円滑な工事が行えるよう鋭意努力してまいります。通行への支障や地元へご迷惑をおかけすることは、これは否めません。引き続き工事へのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

松岡秀人議員 その工法についてはありますが、非常に難しいのではないかと思います。が、（その9）の工事と同様の工法で進められていくのか、また違った工法でされるのか、その辺りはどうなんですか。

上下水道課長 これまで、できるだけ住民の皆様にご不便をおかけしないことを念頭に置きまして、片側通行規制で行ってまいりました。しかしながら、そうなりと（その9）で採用した工法に近い工法を選択せざるを得ません。（その9）の工法は工事の進捗が悪くだけでなく、補助的な工事が必要となりまして、工事費もかさむことから、現在通行止めを視野に入れて、工法の再検討を行っておるところでございます。検討につきましては、もう少し時間がかかりますので、現時点では明確にお答えをすることができません。

松岡秀人議員 できるだけ早く優れた工法を求めたいと思っておりますが、答弁はいかがですか。

上下水道課長 今後の工事につきましては、いろいろと制約がある中で、さらなる難工事となりますので、工法自体の選択肢が限られてきます。どの工法を取っても一長一短がありますので、多くの情報を集めながら検討を続けていきまして、できるだけ早く決定できるように、努力をしております。

松岡秀人議員 できるだけ努力方を求めておきます。

それでは次、教育についてであります。

質問は、学校への人的支援についてであります。学校現場では一人一人の児童生徒への細やかな対応が求められております。福崎町では特別支援学級の数が増えている状況にあると聞きますが、特別支援学級の推移について、最近の状

況はどのようになっておりますか。答弁を求めます。

学校教育課長 特別支援学級の状況につきまして、令和2年度と現在における令和3年度の見込みを比較して申し上げます。

現在、特別支援学級には、知的、自閉・情緒、肢体、難聴、弱視があります。小中学校6校で、令和3年度見込みが、知的が7学級で前年比1学級の増、自閉・情緒が8学級で1学級の増、肢体が2学級で増減なし、難聴が2学級で増減なし、弱視が学級がなくなりまして、1学級の減となっております。特徴としましては、自閉・情緒が増える傾向にあります。

松岡秀人議員 この福崎町ぐらいの規模において、特別支援学級の数が多いように思いますが、特に自閉・情緒の教室がなぜこのように多いのか、原因が分かるようでしたら、答弁を求めます。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、福崎町の規模で自閉・情緒の学級数が多いと認識をしております。これは特別な支援が必要な子どもたちを早期に把握し、ケアしていることにあるのではないかと思います。現在福崎町では保健センターの保健師を中心に、ケアステーションかんざき相談員や特別支援学校の教員とともに、幼稚園から中学校まで訪問する巡回相談を実施しております。

子どもの様子を観察し、発達上の課題を共有し、対応方法について、保育教諭や学校教諭へ助言をしております。支援の必要な子どもを幼児期のうちに把握し、療育へ勧奨したり、専門相談により発達評価や診断告知を行っております。このように、幼児期からの早期介入、早期支援により保護者の理解も促され、結果として自閉・情緒の学級数が多くなっていると考えております。

松岡秀人議員 この特別に支援が必要な子どもたちが多いということは理解できました。これから小学校では、プログラミング教育や英語教育が教科となるなど、カリキュラムをこなすだけでも大変ではないかと心配しますが、学校の先生方で授業を含めた学級運営はスムーズにできているのかどうか、お尋ねいたします。

学校教育課長 ご心配いただいているとおり、カリキュラムの推進と、一人一人の子どもたちに向き合った教育を行うことと、さらにコロナの感染防止のための消毒や感染防止への配慮などで、学校の先生方は大変厳しい状況にあります。福崎町では学習支援員と介助員を町職員として採用し、学校のフォローに当たっていただいております。

松岡秀人議員 その学習支援員と介助員の人数というのは、十分に足りておるのですか。どうですか。

学校教育課長 教育委員会といたしましては、毎年学習支援員と介助員の要望をさせていただき、毎年要望した数を配置していただいております。令和3年度に向けましては、これから学校現場の状況を校長会等で確認し、児童生徒一人一人に向き合った教育を進めることができるように、要望させていただきたいと考えております。

松岡秀人議員 次は、学校の施設についてであります。学校施設は長寿命化計画に基づいて改修計画が立てられていると思っておりますが、要望の多い学校のトイレの改修と特別教室の空調設備の設置は、今現在どのようになっているのか、ご答弁を求めます。

学校教育課長 長寿命化計画における実施計画の中で、現在施工中の福崎小学校北校舎を皮切りに、順次年次計画によって改修をしていく予定になります。トイレの洋式化と特別教室への空調設備の設置も、この長寿命化計画における年次計画に基づく改修工事の中で対応していく予定としております。

松岡秀人議員 この長寿命化計画を着実に推進していくことは大事なことであると思っておりますが、特にトイレの洋式化については、早期に着手するべきであると思っております。

す。最近の子どもさんは、家庭においても洋式のトイレを使っているところがほとんどだと思っております。学校のトイレも洋式化することは自然の流れであると思えますし、また現在学校のトイレの洋式化率はどのようになっていますか。普通教室には空調設備が設置されておりますが、特別教室には音楽教室などを除いて、まだ未設置であるが、授業に影響はこれから出てこないのかどうか。その辺りの答弁を求めます。

学校教育課長 まず、学校のトイレの洋式化率でありますけれども、令和2年4月1日現在で、小学校で39.7%、中学校で28.6%、合計で35.9%となっております。教育委員会では、これまで各学校の各フロアにあるトイレには、少なくとも男女別にそれぞれ一つは洋式トイレを設置するというところで、整備を進めてきました。

次に、特別教室への空調設備についてですが、例年7月と9月の暑い時期には、特別教室で授業ができないほど暑いことが多く、授業に支障を来している状況であります。

松岡秀人議員 課長の先ほどの答弁で、トイレの洋式化率がざっと4割を切っているという状況を、これからも続けていくことになると思われますが、トイレの洋式化に留まらず、悪臭がするとか、汚くてトイレに行きたくないという話もよく耳にしているところでもあります。私は長寿命化計画を一時中止してでも、町内小中学校の全トイレを洋式化することと合わせて、特別教室への空調設備の設置を急いでいくほうが良いと思うんですけども、どうお考えなのか。

個別の学校を長寿命化することの大切さも認識はしておりますが、広く全ての児童生徒に恩恵が行き渡ることの重要性も考えて、トイレの洋式化と普通教室以外の空調設備の対応も早急に求めたいと思っておりますが、いかがですか。

学校教育課長 トイレの洋式化と特別教室への空調設備の設置につきましては、教育委員会としても必要だと考えております。ご指摘いただいた点を踏まえまして、長寿命化計画との関係性も考慮しながら、検討してまいりたいと思っております。

松岡秀人議員 この問題に関して、教育長はどのようにお考えなのか、ご答弁を求めたいと思っております。

教 育 長 先ほど課長が申したとおり、長寿命化計画を一部変更してでも、その関係性も考えながら早期に実施したいと思っております。

松岡秀人議員 大変ありがたい答弁をもらいまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして、文化センターの在り方についてお尋ねをいたします。

文化センターだよりを拝見しますと、文化センターは中央公民館を併設し、生活科学センターと体育館、エルデホールとの連携で町民の文化の向上、福祉の増進、体育の振興のための事業を展開しております。生涯学習時代を迎えた社会教育施設として、学習活動、文化活動、ボランティア活動、体育や集会の場として、多くの方々に親しまれ、愛され、利用される場所となることを願っておりますと表現してあります。

現に、老人大学、サルビアセミナー、文化講演会や公民館クラブなど、たくさんの方に生涯学習、文化の拠点として利用していただいておりますが、利用者の方々から建物が全体的に暗いというふうな苦情もたくさん聞いているところでもあります。これまでには、多目的トイレの整備を実施した程度で、老朽化も著しい状況だと認識しております。

そこで現在、文化センターは、施設を建設されてから何年ほど経過しておりますか、答弁を求めます。

社会教育課長 文化センターは、福祉行政を積極的に推進し、人づくりの拠点や町民対話の場

として、また社会教育の場として、昭和45年度から昭和46年度にかけて建築、昭和46年8月に竣工式を行い供用開始して以来、約50年が経過しております。

松岡秀人議員 昭和46年頃の竣工となりますと、町の施設としても古いほうだと思っております。庁舎や学校施設など耐震化に向けた対応が進められておりますが、文化センターの耐震診断や耐震補強は現在どのようになっておりますか。ご答弁を求めます。

社会教育課長 耐震診断につきましては、平成21年度に二次診断として、柱や壁などの耐震性能評価を実施していますが、耐震性能を表す指標のIS値は0.24と、大規模な地震に対して建物の倒壊、または崩壊の危険性が高いという耐震不適格建造物に該当していますが、現在のところ耐震改修に取り組めていないという状況でございます。

松岡秀人議員 この耐震診断結果で、耐震不適格構造物に該当するというふうに非常に危険性が高いという状況において、なぜ耐震改修をしないのか、多くの住民が利用している状況では、非常に危険な状況ではないかと思うんですけども、どういうふうにお考えなのか、答弁を求めます。

社会教育課長 平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画におきましては、施設の老朽状況や利用状況を踏まえ、現在の機能や提供サービスについて再検討を行い、各機能別の必要面積を勘案した上で、耐震改修もしくは施設の集約、統廃合の検討をすることとしていますが、まだ取り組めていない状況です。耐震診断を行ってから、また公共施設等総合管理計画を策定後、かなりの時間が経過しております。施設利用者に安全で安心して利用いただくためにも、早急に検討し、対策を講じるべきだと考えています。

松岡秀人議員 この施設は、建ってから50年ほどが経過しており、耐震改修により補強工事を行うのではなく、取り壊して新たに建て替えることが、私は住民サービスの向上につながると考えております。50年前とでは機能も利用状況も異なっていると思います。災害時での避難所としての役割も加わっていますし、駅周辺整備により、文化拠点核としての位置づけも強化すべきだと考えます。住民意向も反映した上で、新たな施設建設に取り組んでみてはいかがでしょうか。町長、答弁を求めます。

町長 文化センターの改修、建て替えをどのように考えるかということであるんですけども、やはりこの件につきましては、我々役場のほうで考えるだけでなく、広く住民の意見を求める、住民の声を聞くということも大事なのではないかなと思います。もちろん議員さんの意見も聞きたいということでもありますので、そういった、まず意見を聞く機会を、場を設けて、そういった中で議論をして、よりよい方向を示すことができたなら、このように思います。

松岡秀人議員 町長は、いろんな考えで答弁されておると思うんですけども、やはり中央公民館としての役割、高齢者の居場所づくりといった言葉は何なんですけども、やはり老人大学とか、いろんな文化のクラブ活動とか、結構利用しておられる方が多いと思うんです。だから避難場所としても、これからそういうものも備えて、ぜひ建設検討委員会的なものを立ち上げられて、前向きに検討されたらいかかなと思うんですけども、どういうお考えでしょうか。

町長 どのような形になるかは別にいたしまして、住民の声を聞く場というものは設けていきたいというように思います。

松岡秀人議員 この文化センターでは、高齢者の方々に、先ほども言いましたけども、学習の場と交流の機会を提供し、生きがいと社会教育の道を開く取り組みの一つとし

て、老人大学が開催されています。これまでの人生経験でたくさんの知識や教養を身につけてこられた方々が、定年後も自らの教養をさらに高め、学び続けたいと願われ、自身の眠っていた可能性を引き出そうとされる努力に、町としても引き続き支援、応援していくべきだと考えております。

そこで、老人大学の学生さんの推移、特に町内の方の参加状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

社会教育課長 近年の老人大学の参加者の状況につきましては、平成24年度当時320名だった学生数が、平成27年度には293名まで減少した後、コロナの影響で開催が見送られた今年度にかけて徐々に回復し、320名に戻っている状況です。一方、平成23年度には、295名だった町内の老人大学生は、平成30年度の254人まで減少し、その後ほぼ横ばいで、今年度は255名という状況でした。

松岡秀人議員 老人大学の学生数については、平成27年度を一番下限とし、V字回復しているようですが、町内の学生数については、平成30年度まで減少を続け、以降横ばいということは、授業のマンネリ化や周知の在り方に問題があるのではないのでしょうか。高齢者の人口が増加傾向にある中、大学生の増加に向けた取り組み等の状況を教えてもらいたいと思っております。

社会教育課長 老人大学講座につきましては、一般教養講座と専門講座があります。一般教養講座は、広く一般の方々も対象とした公開講座を含め、年度ごとに講座内容を計画しています。また、専門講座は、学部の新設はしておりませんが、講義形式の学部は、分野ごとに講師を分けたり、数年で講師を交代して、マンネリ化を防ぐ努力をしております。

また、学生数が減少してきたという状況を踏まえ、平成29年度の募集に向けて、オープンキャンパスと題した見学会を開催し、専門講座の見学や学生自治会クラブ活動の紹介を行いました。この取り組みは現在も継続して行っているところでございます。

松岡秀人議員 定年後も自らの教養を高め、学び続けたいと思っていただくため、また神崎学園の修了者に、福寿学園として継続して学んでいただくためには、住民のニーズを的確に把握し、新たな魅力づくりに努めることが大切だと考えます。過去の内容にとらわれるばかりではなく、多くの住民が生涯学習の場として活用していただけるよう、引き続き検討いただけるよう求めますが、いかがですか。

社会教育課長 老人大学には二つの講座以外にも、任意で加入できる自治会クラブ活動として、グラウンドゴルフやテニスなどの運動部のほか、オカリナや歌謡、クッキングなどのクラブ活動があります。これらも含めた様々な魅力を発信するほか、受講生のニーズや近隣市町の取り組み等も参考に、新たなことにも取り組んでまいりたいと考えております。

松岡秀人議員 前向きな取り組みをしていただきたいと期待しております。

それでは、続きまして介護保険制度についてであります。介護保険制度の仕組みについて、簡単に分かりやすく説明を求めます。

健康福祉課長 デイサービス、もしくはヘルパー、そして施設入所などの介護サービスを利用されると、利用された方に利用者負担金を1割負担していただきます。ただし、一定以上の所得のある方につきましては、2割または3割の負担ということになってございます。

このサービス料の1割、もしくは2割を負担していただいた残りを各市町の介護保険会計で負担するということになっておるものでございます。介護問題につきましては、誰でも起こり得ることでもあります。これは切実な問題となっておりますので、自助を基本としながら社会で支え合う相互扶助によって賄う、負担と

給付の関係が明確な制度となっておるものでございます。

松岡秀人議員 この自己負担割合が2割、3割となる方は、介護保険を利用されている方の中で、どれぐらいの割合になっているのか、答弁を求めます。

健康福祉課長 令和2年7月1日時点で申し上げますと、要介護認定者が982人おられます。このうち1割負担の方が902人、2割負担の方が53人、3割負担の方が28人となっております。92%近くの方が1割負担ということになっております。

松岡秀人議員 この介護保険会計の公費や保険料の内訳というのは、どういうふうな仕組みになっておりますか。

健康福祉課長 介護保険会計の公費負担の内訳ですが、国が25%、県が12.5%、町が12.5%で、50%となっております。ただし、国の25%のうち、5%に当たる調整交付金につきましては、各市町の75歳以上の人口割合ですとか、所得段階の状況に応じて変更となっております。

一方、保険料の50%分につきましては、1号被保険者であります65歳以上の方が23%、2号被保険者であります40歳以上64歳までの方が27%を負担していただいているところでございます。この1号被保険者と2号被保険者の23%、27%の割合につきましては、それぞれの人口比率によって決まっております。介護保険発足当初から65歳以上の割合が少しずつ増えてきているというような状況となっております。

松岡秀人議員 現在、福崎町の介護保険料の推移は、どういうふうになっておりますか。また、県下の保険料の状況も併せてお願いいたします。

健康福祉課長 制度開始の平成12年度の第1期につきましては2,600円でしたけれども、現在、第7期の保険料の基準額につきましては5,780円ということになっております。兵庫県下の保険料の状況につきましては、今の第7期と比較いたしますと、兵庫県の平均が5,895円となっております。平均よりやや低い保険料というような状況になってございます。

松岡秀人議員 この介護保険料が、ざっと最初から見てみると、2倍ちょっとになっておりますが、これが上がらないような施策は取っていないのか。取っておられるとすれば、どのような取り組み内容なのか、答弁を求めます。

健康福祉課長 できるだけ、介護保険料が上がらないでいくようにということで、福崎町では様々な介護予防事業を展開したり、また保健事業ですとか健康増進事業、それから食育事業なども併せて展開をしておるところでございまして、介護サービスが必要な状態になる時期を少しでも遅くできるように取り組んでおるところでございまして。

こういったところで、急激な保険料の高騰を抑えることができているのではないかとこのふうには、思っておるところでございまして。

松岡秀人議員 改めて、お尋ねするんですが、この介護保険制度の申請から認定までの流れを簡単に、ご説明をお願いいたします。

健康福祉課長 まず、健康福祉課か地域包括支援センターに相談をしていただきまして、介護サービスの利用を希望される場合につきましては、地域包括支援センターに認定申請をしていただきます。次に、認定調査員が心身の状況を調べるために、自宅のほうなどを訪問いたしまして、動作の確認をしたり、ご家族などから聞き取り調査を行っております。

調査員が作成しました調査表と、それから主治医の意見書を基にしまして、介護認定調査会におきまして、審査、判定をいたしまして、要介護度の状態が判定されます。この状態に応じました介護サービスを受けていただくということがで

きるようになるということになってございます。

松岡秀人議員 課長の答弁の中で、地域包括支援センターという、私らは存じておりますが、一般の方はまだなじみのない方も、まだ多くあると思います。地域包括支援センターは保健センターの中にあり、本庁舎とは別棟であることから、町民が窓口を移動させられるというようなサービスの低下を招いてはいませんか。

それと、介護認定審査会は、神崎郡3町で設置されていたと思いますが、場所はどこにありますか。ご答弁を求めます。

健康福祉課長 地域包括支援センターですけれども、議員が言われますように、新規の申請のときに、本庁舎の窓口のほうに来られる方もありまして、改めて窓口で包括支援センターのほうへ、ご案内することもございますけれども、移動が困難な方につきましては、包括支援センターの職員が役場庁舎の窓口のほうに出向いて対応したりということも行っているところでございます。建物は違いますが、同じ課でございまして、職員同士連携を取りながら、サービス低下につながらないように、努めていっているところでございます。

それから、介護認定審査会につきましては、神河町にあります神崎支庁舎の中に事務局を置いて行っているところでございます。

松岡秀人議員 この介護認定審査会は、3町で行っていると聞いておりますが、介護保険に関する事務は、3町それぞれで行っていると認識をしております。一部事務組合などで、3町で運営するという事は考えられているのでしょうか。どうですか。

健康福祉課長 介護保険事業を一部事務組合などで実施するという事になりますと、現在各町で定めております保険料等につきましても、一本化することになります。こういった町民の方への負担にも直接影響が出てくるのが考えられますので、今のところ特にそういったことについては検討していないという状況でございます。

松岡秀人議員 次に、町の予防対策についてお尋ねをいたします。

福崎町では、認知症予防対策として、脳トレや貯筋体操、また各自治会での地域ふくろうの会などの活動など、各種事業を実施していることはよく知られております。各教室参加者の人数の推移について、お聞かせください。年数がたつて増加傾向にあるのか、それとも減少傾向にあるのか、答弁を求めます。

健康福祉課長 町が実施主体として行っております介護予防事業ということで、今議員言われましたような教室等いろいろございます。この中には運動機能に対応しております事業ですとか、また認知症に対応した事業、それから運動、認知症、両方に対応した事業というようなものを行っておりますけれども、平成29年度から令和元年度の3か年のほうで推移を見てみますと、実人数では、トータル的に見ますと99人から90人と、やや減少したような状況になっておりますけれども、大きな増減はないのかなというふうには考えております。

それから、地域のほうで実施してもらっております地域ふくろうの会、こちらにつきましては、平成29年度では30自治会、32会場で実施をしていただいております。実人数につきましては708名でございました。こちらのほうが令和元年度では2自治会増えまして、32自治会、34会場、実人数で747名ということで、増加しているような状況でございます。

松岡秀人議員 こういう、いろんなところに参加人数が増えれば、要支援から要介護に移行する人の人数を減らしたり、移行を遅らせたりすることができるのではないかと思います。成果はいかがでしょうか。先ほどの数字に町の努力はどのように表れているのか、回答をお願いいたします。

健康福祉課長 成果につきましては、数値で表すことは難しい部分がございますけれども、事業に参加をしていただいて、会話や運動を行い、会場の準備や、それから片づけな

ど、自分でできることをするという前向きで活動的な行動につきましても、認知症の発症を遅らせたり、重症化を遅らせたりすることにつながります。地域の通いの場であります、福崎町では地域ふくろうの会になりますけれども、こういったところへの参加者の数につきましても、国は全高齢者の1割と目標を掲げておりますが、福崎町では、令和元年度の実績で13.7%の方の参加率を得ている状況でございます。地域で仲間とともに介護予防に取り組もうという高齢者が多いというところが、こういった数字が取り組みの成果として表れているのかなというふうには考えているところではございます。

松岡秀人議員 よく努力されていることは理解しましたが、私が何を言いたいかというと、要支援から要介護に移る、そこに移行しないように、できるだけお金、人をつぎ込んで、そこで止めるというふうな施策を、もっともっと取っていただいたら、年がだんだん高齢化になるにつれて、どうしてもそこで止めることができない状況はよく分かるんですけども、でもその要支援2から要介護1とか2に行く前に、できるだけ予防措置を取っていただきたいと思っておりますが、引き続き努力方をお願いいたします。

それでは続きまして、農業についてであります。

近年、耕作放棄地というのが、よく目にするところではありますが、この耕作放棄地の町内における推移というものは、どういうふうになっているのか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 農地パトロール後に指導を行った結果ですけれども、平成27年で5.8ヘクタール、平成28年で7.5ヘクタール、平成29年で6.6ヘクタール、平成30年で5.8ヘクタール、令和元年度で7.9ヘクタールとなっております。令和2年の農地パトロールの結果は、11.1ヘクタールの耕作放棄地が認められましたが、農業委員、農地最適化推進委員さんの指導によりまして、ある程度解消が図られて、未解消地につきましては、11月に農業委員会から書面にて指導を行っております。最終的には、8ヘクタールぐらいになるのではないかと見込んでおります。

松岡秀人議員 この農地をパトロールされているときに、無断転用、農地から例えば宅地じゃなくて、雑種地、地上げを勝手にするというふうな、無断転用などは何件ぐらいの事案がありましたか。

農林振興課長 今回のパトロールで、8件見つけております。これらにつきましては、所有者に対して文書通知を行っておりますして、転用手続を行うなど指導をしました。現在7件の問合せがありまして、窓口までお越しいただいて、手続の指導をしております。残りにつきましては、こちらからご自宅等に連絡を入れて、訪問などを行って指導をしていきます。

また、地域の担当の農業委員さん、農地最適化推進委員さんのほうからも、声かけを行っていただいております。

松岡秀人議員 この農地の無断転用8件というふうな答弁がありましたけれども、できるだけ無断転用がないように、農地パトロールも毎回、毎回やられると思いますが、そういうご指導を、もっともっと強化してほしいを思いますが、いかがですか。

農林振興課長 農地パトロールにつきましては、8月の一斉パトロールのほか、月1回の農業委員会の現地確認時につきましても、議案に出ている部分以外の部分について、おかしなところがあれば、帰ってきて調べて、無断の転用があれば指導を行っているというようなこともあります。

また、地域の担当の農業委員さん、それから農地最適化推進委員さんのほうからも、このような状態であるというような報告を受けたら、そのたびに指導を行

っているというような状況であります。

松岡秀人議員 現在の町内の農地面積というのは、どれぐらいありますか。お願いいたします。

農林振興課長 町内の農地の面積は約840ヘクタールあります。そのうち農振地域が790ヘクタールありまして、市街化区域は50ヘクタールとなっております。

松岡秀人議員 この農地の面積は、今課長が答弁されましたが、この耕作地のうち田んぼについてはどれぐらいか、また畑ではどれぐらいの面積になりますか。

農林振興課長 耕作地のうち、水稻、田ですね。水稻は約330ヘクタールございます。それから、畑は180ヘクタール、保全管理が180ヘクタールで、耕作放棄地は約10ヘクタールとなっております。

松岡秀人議員 町内の集落営農、また認定農業者について、お尋ねをいたします。

町内には、集落営農が幾つぐらいあって、認定農業者数は何名ぐらいですか。

農林振興課長 町内の集落営農は、18組織が存在しておりまして、そのうち七つが法人化しております。また、認定農業者については21ございまして、うち七つが営農組合などの法人、それから水稻、麦などを主とする土地利用型が7名、イチゴなど施設園芸が2名、畜産が5名というふうになっております。

松岡秀人議員 現在、農業をされる方の減少が、だんだん大きくなっているんじゃないかなと思っております。この農家の後継者不足、高齢化の問題にはどのように対応されるのか、お願いいたします。

農林振興課長 農家の後継者不足、高齢化につきましては、国全体でも非常に大きな課題となっております。令和3年度の農林水産省関係の予算概要を見ますと、食糧安全保障の確立、国土の保全等に向けて八つの対策が掲げられて、そのうち生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、農業の農村整備、農地集積・集約化、担い手確保、経営継承の推進の二つが当てはまっているものと考えております。町としましては、経営所得安定対策で農業所得を引き上げて、多面的機能支払制度により、農道や水路の維持管理を地域で行っていただき、中間管理機構を活用して、できるだけ担い手に農地を集約すると、それから農地をフル活用するという4本立てで進めております。

そのようにするために、地域の中で5年後、10年後の農地、それから農地を持っておられる人ですね、どういうふうにするのかということで、考えていただきたいということで、人・農地プランの策定を推進しております。皆さんで集落の5年先、10年先のあるべき姿を議論していただきたいというふうに考えております。

また、農家の後継者不足、高齢化の問題につきましては、一つ、高岡福田ほ場整備事業を契機として、集落営農が四つ立ち上げられております。また、それに続く山崎地区についても、現在設立の準備が進められておるような状況であります。

松岡秀人議員 この集落営農にしても、農業経営者にしても、非常に高齢化で、一つの村では、どういうんですか、営農組織というんですか、皆さんもう70、75、80になっても仕事をせんといかんと。体力的にも気力的にも前向きになれないと。そういう意味において、この営農組織の集約というんですか、集合というんですかね、そういうふうなことは考えられておられますか。

農林振興課長 集落営農につきましては、議員も言われるように、65歳の定年延長、それから集落の人口減の影響もあって、組織化、法人化はできておるんですけども、組織の後継者が不足しているという問題も出てきております。地域の環境をどう守っていけばいいのか、一つの集落だけでなく、広域の検討も必要になってきているというふうに考えております。

町では令和2年度と令和3年度の2年度にかけまして、兵庫県立大に委託しまして、町内の集落営農の広域化について、調査研究を進めております。1年目は先進地事例、町内の集落営農の経営調査、意向調査、モデル形態の検討を行います。

令和3年度の2年目は、希望や興味のある集落営農や関係集落を対象に議論を行って、広域化の可能性を高めていきたいというふうに考えております。

松岡秀人議員 これ、通告はしていなかったんですけども、山崎地区がこれから先、ほ場整備をされると、そうすると、残るは南田原地区なんですけども、南田原地区におけるほ場整備は現在どういう状況下にありますか、答弁を求めたいと思います。

農林振興課長 南田原地区につきましても、ほ場整備の候補地として町のほうで位置づけさせていただいております。ほ場整備事業の推進につきましては、数年前に地元の区長さんらが集まって、話し合われたというふうに聞いておりますが、その後、どのように意識が醸成されているのか、町のほうにまでは伝わってきていないような状況であります。

関係集落におきまして、人・農地プランを作成済みが2集落、作成のための勉強中が1集落、その他1集落でありますけれども、まず自らの集落の人と農地の問題について、よく話し合っていて、集落単独では解決できない問題、それは連携、あるいは広域で取り組んで解決していこうというふうにされるのが普通の流れというふうに考えております。

南田原地区のほ場整備の実現を契機に、広域の集落営農の立ち上げに結びつけば、それはそれで将来的に地域の皆さんも安心できるのかなというふうに期待はしております。

松岡秀人議員 以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長 以上で、松岡秀人議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、前川裕量議員であります。

質問の項目は

- 1、集落内排水路の治水について
- 2、小規模校における少人数学級の在り方について
- 3、ギガスクール構想におけるタブレットの活用について
- 4、ジャンボタニシによる水稻被害について

以上、前川議員。

前川裕量議員 議席番号13番、前川裕量、議長の許可を得まして、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、最初に今現在この日本国中で広がっております、新型コロナウイルス第3波と言われる中、医療の逼迫が今非常に言われております。そういった中で、医療に従事されている方々に敬意を表するとともに、一日も早いこのコロナウイルスの終息を願うところであります。

それでは、質問をさせていただきます。

最初に集落内排水路の治水について、質問をいたします。

近年多く発生している大型台風やゲリラ豪雨等で、集落内にある農業用水路等で越水がおき、家屋等で床下浸水などの水害が発生しています。まず、最初に集落内にある水路の種類と、それを管理する課をお教えてください。

農林振興課長 まず、青線と呼ばれます法定外公共物の水路に関しましては、通常の維持管理は地元集落において行っていただいております。修繕等が必要な場合は農林振興課が担当となりまして、町単独土地改良事業の受付、補助金の交付手続を行って

おります。また、多面的機能支払いによる修繕、ほ場整備事業によって整備された農業用水路につきましても、担当は農林振興課となります。

普通河川につきましては、まちづくり課が担当となります。町道の側溝で用排水機能を持つものに関しましては、道路台帳上で道路区域内にあればまちづくり課、道路区域外というふうになれば、その水路は農林振興課が担当となります。

前川裕量議員 次に、農業用排水路についてであります。元来、農業用水路は、その用水路によってもたらされる利益を受ける者、すなわち農業者の負担において、管理されてきました。その多くは地区内の方が該当することで、地区全体で管理するという仕組みがなされていますが、現在では農業用排水路はその機能を持たず、ただ雨水排水のためだけに機能している水路が多く見受けられますが、受益者負担の原則には当たらないため、地元負担並びに個人負担を求められないのではないかと、治水に関しては、行政の責任の部分が大きいのではないかと思います。どのように考えでしょうか。

農林振興課長 福崎町下水道事業計画で、雨水対策は市街化区域に置いて定められておられて、市街化調整区域の雨水排水路の整備につきましては、市街化区域内の雨水を排除するための水路となります。市街化調整区域内に降った雨の排水につきましては、農業用水路や用水路機能を持った道路側溝並びに普通河川に流すしかないのが現状となっております。

ですので、水路の改修につきまして、事業によりそれぞれの負担が定められております。現在のところ、地元負担等も求めながら行う水路改修事業しかなく、ご理解をお願いいたします。

前川裕量議員 昔の人は本当にすごかったと思います。押水や分岐、合流で水を管理、調整し、必要なところに水を運ぶとともに、水害のない村づくりをされてこられました。しかしながら、現在、農業用水路はその機能を有せず、田んぼ、畑から転用で家屋やその他用地として使用することにより、水路の途中で変更や切断をされ、水路全体のバランスが崩れたことで、大きな問題が発生していると思われま

す。そこで、集落内の排水路の総点検、再設計のため、トータルコーディネートが今必要かと思いますが、コンサル的な内容になるとは思いますが、町でそのような対応はできないでしょうか。

農林振興課長 集落の排水路で弱い部分、よくあふれる箇所につきましては、集落が一番把握されているものと考えております。地域に精通した地元の方々が知恵を出して、考えても解決が見いだせないものにつきましては、町へ相談いただいてもらえたらなというふうに考えております。

集落内の排水路の総点検、トータルコーディネートにつきましては、調査費用とか、その後の整備のことを考慮しますと、現在のところ対応は困難というふう

に考えております。

前川裕量議員 水路は1集落のみではなく、上手、下手と基幹水路までの複数の集落が関係する、今までのように農業用水路と見るのではなく、雨水排水路として、治水のために、町が主体的に働かなくてはならない時期がきていると感じております。今後は集落内治水という考えで、農業用水路ではなく、雨水排水、そして治水、安全のために、水害防止のためにしていかなければならないと思いますが、再度お考えをお示しいただきたいと思

います。

農林振興課長 住民要望の多様化、高度化はますます上がってきております。その全てに対応することは、非常に困難となってきております。地域の皆様が地域ぐるみで問題に取り組み、知恵や労力、財力を負担して対応しなければならない時代となっ

きているというふうに感じております。地域自らが取り組むことによって、地域愛、それから地元愛が醸成されて、地域のよい環境が守られていくものではないかというふうにも考えられます。

繰り返しになりますけれども、地域内のことは地域の皆様が一番よく分かっているものと考えております。例えば、町の防災マップに、さらに地域内の水路のあふれる箇所を表示して年次計画を立てて、順次改修していくとか、集落で対応できないものにつきましては、町に相談していただき、県・国の、できるだけ集落負担が少ない事業採択に向けて取り組んでいただくとか、広域での取り組みにより効果が発揮できる事業につきましては、区長会等の要望を行っていただければというふうなことを考えておまして、いろいろな方法があると思いますので、ご協力をお願いいたします。

前川裕量議員 今回この質問に関しては、本当に今すぐどうこうじゃなしに、今後の行政の在り方を考えていただければなと思っております。

以前、民生まちづくり常任委員会で報告がありました。山崎地区においてソーラーパネルを設置された業者の区域内の排水路があったと。その排水に関しては、地元からしたら溝普請に出てきてほしいとかね、水害が出たら一緒にやりましょう、これ、私たち福崎町であれば、みんなそういうような考えを今まで持っていたと思います。ただ、そのソーラーパネルの事業者の方は、大阪府内の方だったというふうに記憶しているんですけど、やはり街の方というのは、どうしても排水は行政がするものなんじゃないかと、そういうことで一度こう揉めたというふうに記憶しておりますが、やっぱり今後、雨水というのは、やっぱりそういった形で、今、農林振興課の課長が全て答えていただきましたが、本来、私は住民生活課か、もしくはまちづくり課の課長にご答弁いただけるようなほうに、今後なっていけばなと思っております。

もちろん、田畑のところの農業用水路に関しては、もちろん農林振興課で対応していただきたいと思いますが、住宅街にある排水路、雨水路に関しては、やはりまちづくり課、もしくは災害ということであれば、住民生活課が管理されるほうがいいかなと、これは今後、何年後かにそういうふうになればなと思っておりますので、そういった検討を、町長、していただけないか、ご答弁お願いいたします。

町長 今のお話は調整区域内の水路、河川の話が大きいのかなというふうには思っております。治水が必要と考える河川については、やはり町とか県が対応すべきものだろうというふうに思います。ただ、集落内水路につきましては、基本的には利水、用水の問題が大きいのではないかなというふうには考えておりますけれども、今、質問議員の意見、問題提起として承っておきたいと思っております。

前川裕量議員 ありがとうございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

小規模学校における少人数学級の在り方についてであります。小規模学級に対して、複式学級等も考慮した検討と、小規模を生かした対応について、今後の考え方、方針について質問をいたします。

小規模校とは、学校の規模の分類の一つで、適正規模校のクラス数を下回る学校のことを指し、小学校は12クラス以下を小規模校と言われるようですが、現在福崎町で小規模校とされる小学校が、高岡、八千種小学校、2校ありますが、特に高岡小学校においては、これらの状況が長く続き、さらに児童数の減少が加速する中において、今後の対応が急務と思われれます。言うまでもなく、学校は単に教育施設というだけではなく、地域のコミュニティの中核であり、学校の存続は地域の大きな問題だと言われております。

そこで、このたびの質問においては、小規模校に対して早急な施策を講ずるために、少し発想を変えて、小規模校だからこそ生かせる特色、小規模だから出せる魅力の発見ができればなと思います、まず最初に、小規模校のデメリットとは何かお教えいただきたいと思います。

学校教育課長 児童生徒は、学校生活の中で、同級生や他の学年の児童生徒、先生等との様々なコミュニケーションを行うことで、人間関係の構築や対応の仕方などを学んでいき、円滑な社会性を養っていきます。小規模学校では、児童生徒の数が少ないため、限られた人数とのつき合いとなり、親しい関係にはなれるものの、より多くの多様な他人との関わり合い方を学ぶ機会が少なくなる傾向はあると思います。例えば、中学校進学時などの環境の変化に、戸惑いを感じる可能性があります。

前川裕量議員 それでは、反対にそのメリットとして何か考えられないでしょうか。

学校教育課長 授業のときなど学校生活において、一人一人の状況が把握しやすいため、きめ細かな対応や支援を行うことができると思います。また、お互いの存在が身近で親密な人間関係を構築することができ、他の学年との交流もしやすく、学校が一つにまとまることで、学校への愛着心を醸成できる環境であると考えます。

前川裕量議員 それでは、次にこの福崎町で、複式学級については、一定数の児童を下回れば複式にすることができるとあるが、福崎町の複式学級の考え方を示してください。

学校教育課長 公立の小中学校では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を基に、都道府県教育委員会が定める学級編制基準により、一般的に学級編制が行われております。

兵庫県でも、毎年学級編制基準が定められており、隣り合う二つの学年の合計人数が14人以下の場合で、複式学級とすることとなっております。ただし、1年生と2年生の二つの学年の場合は、8人以下のときに複式学級となるということでもあります。

令和2年度におきましては、高岡小学校において2年生、3年生の学級が一つとなり、複式学級となっております。

前川裕量議員 すみません。今の答弁のその下回りは、するという法令文だったのでしょうか。することができるというふうに、私はちょっと解釈していたんですけども。というのは、するというのは、しなければならないというのと、することができる。複式学級に関しては、もともと各自治体ができる限りしっかりと教員を確保して運営しましょうということで、決められた法律だったと思います。その中で、これ以上人数が少なかったら、少しの教員でいいですよという、各行政、自治体の負担を考えた部分で、最低限これだけはきちり確保しましょうという意味にあった法律だったと思うんですけど、これは今すぐ分かりますかね。

学校教育課長 先ほど申し上げた法律第3条で、数学年の児童生徒を1学級に編成することができるということで、できる規定となっております。

前川裕量議員 そういった中で、できる場合、しなくてもいいということで解釈させていただきたいと思います。

小規模のメリットとして、いろんな面で小回りの利く運営ができると考えられますが、特色ある授業の取り入れや、特別予算を用い、魅力の創出ができないか、お尋ねしたいと思います。

学校教育課長 小規模校のメリットとしましては、総合的な学習の時間を用いて、教室での座学だけでなく、身近にある豊かな自然環境を体験する活動をより多くすることや、伝統文化等の実践といった地域資源を活用した学習に取り組むなど、大規模校では人数や時間、場所等の制約があって、対応が難しい活動を充実させること

ができるのではないかと考えております。

小規模校のメリットを生かした活動にどのようなものがあるのか、何ができるのかを、全国的な事例なども参考にしながら研究したいと思います。そして福崎町でも実践できそうな内容があれば、小規模校に取り入れるように取り組みたいと思います。

前川裕量議員 ぜひとも、取り組んでいただきたいと思います。特に小規模校に関しては、どうしても学童1人当たりの施設負担費といいますか、経費が高くなります。そういった中で、何か一つ、例えばテントを買おうかと、大きな学校であれば児童1人当たり数百円で済んだ場合、数十人の学校だったら、1人の児童当たり数千円かかると。なかなか小規模校で経費が出せないというふうにも聞いております。

そこで、できる限り、そこはやっぱり児童1人当たりの運営費を少し増やしていただいて、今どういった形で学校運営費を算出されているか、ちょっと聞いていなかったんですけど、例えば基礎額があって、それに対して多分児童数割というので、その運営費が充てられると思いますが、その児童数割を増やしていただきたい。そして、しっかりとした予算の中で学校運営をすることができれば、さらに特色ある運営ができるのではないかと。

もう1点が、チェーンスクールと言われるものが今あります。チェーンスクールとは、複数のこういった学校をつなぐことで、小規模校、小規模校、小規模校をつなぐことで、一つの大きな人数が確保できる。そこで今は、この後に質問を行います、GIGAスクール構想でもやっておりますけれども、インターネット通信をして、相互通信の中で授業を行う。そういったことが今取り組まれている地域が何校かあるようですけど、ぜひともそれを調べていただいて、そういった形でITを使った技術、今は距離ではなく、そういったシステムを使うことで、距離の問題をなくせるというふうに考えますので、ご検討いただければと思います。

そして、次の質問に関しては、特色を持たせた魅力の創出によって、校区外からの編入を認め、小規模校の活性につなげてはどうかと考えますが、どうお考えでしょうか。

学校教育課長 小規模校としてのメリットを生かした活動を情報発信し、ぜひその学校で学びたいと思っていただいて、校区外からでも入学したいという方が増えれば、小規模校にとっては、よい方向であると考えます。ただ、校区外からの編入について、議論はあまりこれまでしてこなかったのが現状であります。今後、就学先の変更を行う場合の要件や手続などを整理しながら、研究検討していきたいと思っております。

議 長 一般質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。
再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

前川裕量議員 次の質問に移りたいと思います。

GIGAスクール構想におけるタブレットの活用について。

GIGAスクール構想で有効なタブレット活用の検討をどのようにされているのか。また昨今コロナウイルス禍において、リモート授業が行われており、これを利用した不登校児童生徒に対応すべく検討はされているかという観点から質問

をさせていただきます。

まずは、G I G Aスクール構想とは、グローバルアンドイノベーションゲートウェイフォーオール、全世界とイノベーションへの扉を全ての子どもたちへの略語です。G I G Aスクールと言われているようですが、G I G Aスクール構想を進めるにおいて、問題点としてはそのツールの有効活用にあると思われま。優れたものがあったとしても、それを使いこなさなければ宝の持ち腐れになってしまいます。そうならないために、幾つかの問題をクリアしなければなりません。

福崎町においては、ハードの整備はおおむね整ったと思います。それを実際に活用していくためには、ソフト面の充実をしなければなりません。ハードウェアの整備が目立ちますが、それを実際に活用してI C T教育に進めていくための、教員に対するサポートやソフトウェアの導入、推進、教育と公務、双方へのクラウド導入などもあり、総合的な政策パッケージでなければなりません。

そこで、当町においての考え方、方向性をお尋ねいたします。タブレットの有効活用の検討はどのようにされていますか。

学校教育課長 G I G Aスクール構想につきましては、ただいま前川議員がおっしゃられた意味のほかにも、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に個別、最適化され、創造性を育む教育I C T環境の実現を目指す施策であるとされておりま。この目標を達成するために、福崎町では授業支援ソフトを全ての端末で使えるように導入をいたします。このソフトを使いますと、児童生徒の端末の内容を先生の端末で見ることができ、これまで手を挙げて意見を言うことまでができなかった子どもが、どのような考え方をしているかを先生が見ることで、一歩進んだ授業を展開することができて、児童生徒の理解も深まります。

また、先生からの画像の共有、転送ができたり、黒板や教科書に集中させたいときには、端末の利用を制限することもできます。また、みんなの前で発表するためのパワーポイントのような機能もあり、すごく簡単に使えますので、楽しみながら自分の考えを披露し、意見交換をすることができます。様々な機能を有効に活用したいと思います。

前川裕量議員 そのタブレットに、どのような効果が求められるのでしょうか。

学校教育課長 期待する効果といたしましては、先ほど申し上げました有効活用の内容と重なるところもありますけれども、これまでの教科書を使いながら、先生の用意した教材を書画カメラに写してみんなで見るという授業から、児童生徒がインターネットから取り込んだ資料を端末に保存しまして、それを整理した上、プロジェクターに映して、みんなで学習することや、作成した資料を保存し、児童生徒間で送受信して即時に共有して、意見交換したりという双方向性があると思っております。

使い方をきちんと教え、これからの生活には必要不可欠で便利なツールとして児童生徒が自主的に使いこなせるように働きかけることで、さらに効果が発揮されると思っております。

前川裕量議員 それでは、この先進事例等がありますか。あれば、どのように活用されているのか、お教えてください。

学校教育課長 例えば、姫路市立の豊富小中学校では、テレビ会議システム、M e e tを使って、小学校2年生が小学校1年生に、学校のいいところや施設を紹介したりしております。全ての児童生徒が端末を使いこなせるように、端末に触れる機会を多くするとともに、そのために全国の小中学校での活用事例も参考にしていきたいと考えております。

前川裕量議員 このたび、この新型コロナウイルス蔓延で休校を余儀なくされた中で、自宅学

習をするのに、リモート授業で対応が求められました。そのとき、リモート授業が注目されましたが、そこでこのG I G Aスクール構想で整備された大容量通信ができるようになり、それを利用し相互通信などを行い、登校しにくい児童生徒に対応はできないのでしょうか。

学校教育課長 対応はできると考えております。自宅や適応指導教室等と教室をつないで、不登校児童生徒が学習に参加する機会を増やすことで、孤独感や不安を軽減することにつながります。対話を通じて精神的なケアや細かな連絡も可能となり、定期的なやり取りで生活のリズムも整えることができるようになると思います。しかし、最終的には学校に登校できるようになることを目標にしながら、対応していきたいと思っております。

前川裕量議員 その場合、リモート授業を受講した場合の出欠の取扱いはどのようになるのでしょうか。

学校教育課長 一定の要件を満たす場合は、校長は指導要録上、出席扱いとすることができまので、リモート授業であれば出席扱いになると考えております。

前川裕量議員 それでは、そのリモート授業を行うに当たって、必要な物はまだ何かあるのでしょうか。

学校教育課長 このたび、使用する端末にはカメラが内蔵されておりまして、自宅でも教室にいるのと同じように授業に参加することができますし、加えて、授業を同時双方向や録画して配信するとなれば、デジタルビデオカメラ等の通信装置が必要となります。予算も9月補正で認めていただいておりますので、それらを購入いたしまして、学校からの遠隔学習に対応できるよう準備を進めていきます。

前川裕量議員 ぜひとも、多額の予算を投じて今回G I G Aスクールの対応、全生徒にタブレットを配付されておられますので、これを少しでも有効に、そして今言った不登校児、今福崎町内で大きな問題の一つだと考えております。その子たちにも、そういった授業を受けるチャンスとなればと思っております。

そして、何よりもこの物があるのに使えない、ソフト面、そしてそれを使いこなすための人材、このハード、ソフト、そして人材この三つがなければ、本当にせっかくのこの物が無駄になってしまう。そういったことだけがないように、お願いをして、次の問題に移りたいと思っております。

次の質問であります。ジャンボタニシによる水稲被害についてであります。

福崎町近隣地区で、ジャンボタニシによる大規模な水稲被害が発生していると聞いております。また、当町においても被害が発生しております。この対応についての質問をいたします。

まず、最初にジャンボタニシとは、皆さんご承知だとは思いますが、外来種のスクミリンゴガイです。これが農作物への被害を及ぼしています。用水路や水田及びその周辺に繁殖し、田植直後の柔らかい稲を根こそぎ食い荒らしています。温暖化などの影響もあり、越冬する個体が増えたことも被害の拡大の一因とも言われております。

また、環境省と農林水産省が作成する生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い重点対策外来種に選定されています。また、IUCN、国際自然保護連合が作成している世界の侵略的外来種ワースト100にもリストアップされています。そして、ジャンボタニシの貝や卵は素手で触らないよう呼びかけられています。貝には寄生虫、卵には毒性があるとされています。

このような面からも早期の対応が必要であり、被害拡充防止のために質問をいたします。これまでの当町において、ジャンボタニシの被害はどのくらいあるの

か、お教えてください。

農林振興課長 令和2年度におきまして、鍛冶屋地区と北野地区、長目地区のほ場でジャンボタニシの生態が確認されております。

前川裕量議員 その被害が発生したときの補助、補償等はあるのでしょうか。

農林振興課長 水稲共済ではジャンボタニシ被害によりまして、7割までの補償はあります。町としましては、令和3年度からジャンボタニシの駆除に対して、薬剤等の購入費の半額助成を行う予定としております。田植前の4月に、ジャンボタニシ被害の可能性のある集落の農会長様や営農組合に補助の制度紹介を行います。個人農家への周知は農会長様にお願いしたいというふうに考えております。

前川裕量議員 ジャンボタニシに対して、どのような対応ができるのでしょうか。

農林振興課長 秋季の石灰窒素の散布、それから冬季の耕耘、水路の泥上げ、農業機械の洗浄、水路から侵入の防止、薬剤の散布、浅水管理、浅水ですね、浅水管理等、そういう対応がございます。

前川裕量議員 このジャンボタニシに対して、対策は地区全体で取り組む必要があると思いますが、耕作者に対しての周知は、どのように考えられていますでしょうか。

農林振興課長 関係集落ですね、先ほど申しました鍛冶屋、北野、長目地区、それからその周辺で可能性のある地区に関しましては、農会長さんを通じて耕作者にパンフレット等の配布をお願いしようと考えております。また、町のホームページや広報にも取り組みの方法を掲示したいと考えております。

前川裕量議員 来シーズン、被害が拡大すると思われる地区の想定は、されているのでしょうか。

農林振興課長 令和2年度において、被害のあったほ場と水路がつながった地区、それから耕作者がトラクター等農業機械に付着した貝の洗浄を怠って取り除かず、他のほ場に広げてしまうケースがありますので、耕作者に対して、それから周辺地区に対して、周知を行いたいというふうに考えております。

前川裕量議員 先ほど言われた北野地区などは、そういった話、苗についていたというような話は聞いているんですけども、例えば鍛冶屋地区なんかにおいては、どんどん今、南から被害が北上してきているというふうに聞いております。来シーズンなんかは、逆にそれこそ鍛冶屋地区からというところで、庄地区、小倉や余田地区、この辺は来シーズン、来るのではないかなと思いますけども、その辺どのように考査されるのでしょうか。

農林振興課長 鍛冶屋地区に関しては、数年来から被害が確認されておきまして、冬になると、マイナス4度になると貝は生きていけないというようなことも聞いております。ですから、来シーズン、庄地区においては、姫路の地区まで耕作されている方もいらっしゃいますので、庄地区を含めて発生の可能性のあるような地区には周知を図る予定でおります。

前川裕量議員 こういったものに関しては、個々でされてもあまり意味がないかなと。やはり地区ごとに対応、地域全体で対応しなければならない。極端に言えば、1件でも2件でもされなかったら、そこから、また再度広がってしまうんじゃないかと。そういった思いの中で、その地区ごとにおいて説明会を行い、周知してはどうかと思いますが、どのように考えられますか。

農林振興課長 議員が言われるとおり、集落ぐるみの取り組みが必要かと考えております。農会長さんを通しまして、集落からの要望があればぜひ伺って、説明会の中で、被害の防止に努めていきたいというふうに考えております。

前川裕量議員 できれば、受動的な立場ではなく、こちらが率先して行政から発信していただければと思います。今、特に農林振興課のほうでは、休耕田だとか、放棄田を

なくそうというふうな働きかけをされていると思います。その中で、今回この質問の一つとして、ジャンボタニシを挙げさせていただいたんですけれども、ほかにも獣害の被害であったり、せつかく作った農作物を収穫できない、これは耕作意欲を著しく削減してしまいます。

これ以上、放棄田をつくらないための一つとしても、やはりみんなで、こういった田んぼを守る施策としては、行政が中心となってみんなに呼びかける必要性があると思いますが、その点を最後に聞かせていただきたいと思います。

農林振興課長 行政からの働きかけも必要かと思いますが、農業につきましては、先ほど、松岡議員のときにもお話をさせていただきましたように、地域でどういうふうにしていくか、人・農地プランが大切かということを考えております。地域の皆さんの働きかけによって、獣害対策の効果も大きくなると、効果が出るというふうに考えておりますので、ぜひ集落の中で人・農地プランの見直し、それから策定していないところにつきましては、策定していただきたいと思いますというふうに考えております。

前川裕量議員 これからも、自助、共助、公助の中で、今、課長が自助、共助が大切だという部分だと思いますけど、公助の部分も発信源を持ってやっていただけたらなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、前川裕量議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

- 1、本町の令和3年度歳入並びに令和3年度以降の歳入の設計とその影響について
- 2、本年度における新型コロナウイルス感染症の追加対応策について
- 3、併任人事協定の締結について
- 4、本町組織の力量、パワー向上にかかる取り組みについて

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 議長の指名を受けましたので、事前通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

本町の令和3年度歳入並びに令和3年度以降の歳入の設計とその影響についてでございます。

例年この時期になりますと、本町におきましても、新年度予算の策定に向け、いろいろな事務作業が進められているものと思います。とはいえ、例年と違いまして、来年度、新年度の予算の策定について、従来と異なりますのは、第3波と言われております新型コロナウイルス感染症が、本町の財政に及ぼすであろうこと、確実であろうということの中での予算の策定ということになってまいります。

そして、本町につきましても、全て自主財源なりで財源を組めるわけではなく、国からの地方交付税なりの、そういった依存財源を受けているわけでございます。そして、依存財源につきましては、いろいろな法によります定めがございます。財政的に地方に交付するようというふうなところになっております。地方自治法第232条でありますとか、地方財政法13条等々あります。

そして、一番肝心だと思いますのは、地方交付税法3条で、ここでは財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、衡平に超過額を補填することを目途として交付しなさいというふうなところになっております。

ですので、令和3年度の国の地方財政計画においても、こういった関係法のことから、本町では依存財源でございます、国からの地方交付税がもし減少しても、臨時財政対策債というものが膨らむであろうというところから、その総額は従来どおり交付されるであろうと想定されているようです。

そういった依存財源の部分等々につきましては、ほぼ確保できるであろうという観測がなされているわけなんですけど、逆にその依存財源に対しましての自主財源に関してでございます。本町の新年度予算案に占めます自主財源となります本町の税収ですね。これにつきましては、各議員がおっしゃられておりますように、新型コロナウイルスの影響、感染症の影響がいろいろ出てくるであろうと、そういったところから、税収が減少するであろうというところから、想定されております。

そして、現時点では、その減少の幅も見通しにくいという環境にあるのかと思います。とは言いながら、財政需要があるわけですので、その減少した部分の財源を、どこに求めるのかということも考えることになってこようかと思いません。ということから、歳出を急に縮めるというふうなところが、これまでの尾崎町長のご発言からしても、なかなかないということであると想定しますと、本町の歳入全体の設計をする必要が出てこようかと思いません。

その歳入を確保する方法は、いろいろあるようなのですが、例えばその一つに減収補填債という地方債を起債するということができるようであります。これは法人税割とか、利子割交付金とかが減少した場合に、起債できるようでございます。ただし、これは元利償還金の75%は後年度に国から財政措置がされるようでありますけども、25%は財政措置されないというふうにも読み取れると思います。ということになりますと、本町の財政状況からすれば、その25%が財政措置されないということの影響が、やっぱり気になるということになってこようかと思いません。

そして、もう一つの方法というか、自然にそうなるようにも思えるんですが、税収減によりまして、基準財政収入額という福崎町の収入額が、地方交付税算入上の数値が縮んできます。縮んだ分の地方交付税が増額されてくるという、そんな仕組みになっているようです。これにつきましては、個人の所得税ですとか、そういったものが縮むと、その実績によって交付されるという、そんなことがあるようです。

そうしますと、この二つ目に申し上げました基準財政額の収入で、給付地方交付税が増額されるという仕組みとはいえですね、これは翌年度、あるいは翌年度以降の地方交付税の増額による清算を待ったりする可能性も出てくるんじゃないかと思われまして。ですので、新年度の歳入不足がそのまま影響してはこないかということが懸念される場所でもあります。ちょっと調べ切れておりませんが、今まで申し上げた二つの方法以外にも、いろんな方法があるかと思うのです。

何回も申しますように、町長をはじめとして、財政状況が厳しいということをおっしゃられております。そういった環境で、新型コロナウイルス感染症の影響が発生するであろうというところから、どのような新年度の歳入の設計を行おうとしていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 どのような設計をするのかということでございますが、今まさしく予算の編成を進めているところでありまして、「入るを量りて出ざるを制する」歳入全ての収入額を計算しまして、歳出、支出を決めるという財政運営の基本を原則として、将来世代に負担を先送りしないよう、予算案を編成していきたいと考えておりますが、質問議員が言われますように、新型コロナウイルス感染症の影響によ

る消費の低迷や、景気の悪化により町税収入、地方譲与税、県交付金等の大幅な減少が見込まれるところでありまして、これらは自治体に対する財源保障や地方財政運営上の指針を示します地方財政計画の策定過程で議論をされます地方財政対策や、県からの税交付金の見込額等を参考に的確に見込み、その上で、普通交付税の見積り、またその他の収入を合わせまして、歳入の設計をしていきたいと考えております。

三輪一朝議員 そうしますと、町としては、かなりなのか、小さいのか、別にしまして、影響が出てくるであろうということは、お思いであろうかと思うのです。そうしていった場合に、これも今、国の地方財政計画も今、課長おっしゃいましたように、明確になっていない状況でもあります。その中で、答弁を求めているということも若干無理があるのかもしれませんが、ただ、非常に、この第3波と今言われておりますし、それが第4波とか、第5波とか、期間が長く続くようになりますと、長期的にも、そういった影響を考えないといけないということになるのかもしれませんが。私はなるであろうと思うのですが。

そういった観点から次の質問になるんですが、その新型コロナウイルス感染症の影響が今何回も申しますように、町当局も発生するであろうと、そういったことになりまして、複数年度にわたっての本町におけます税収が縮むであろうと。そうしてくると、地方交付税の交付の仕組みから言いますと、財政力とも言えます基準財政収入額が、縮んできたりするのではないかと。

そうすることで、また別の言葉に言い換えますと、財源の自由度とか、余裕度とも言える留保財源も縮小してくるということになってきます。将来的に見えづらい、数値的に見えてこそ対策も打ちやすいということにもなってこようと思うのですが、留保財源が縮んでくるということも想定されます。それがそんなに大きな幅でなく、小さな場合であればいいのですが。そうした場合に、本町におきます後年度の財政及び事業への影響について、非常に答弁しづらいとは思いますが、想定でもなかなか言いづらいとは思いますが、答弁を求めたいと思いません。

企画財政課長 あまり想定したくない仮定での質問ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数年税収等の影響を受ける可能性は、多分にあるのではないかと考えております。何度も言いますが、「入るを量りて出ざるを制する」という財政運営の基本を原則としまして、歳入に見合った歳出を組むということで、歳入確保の努力も行い、また不断の行政改革への取り組みを進め、なおかつ歳出削減の努力をしつつ、財源等がない場合には事業等の縮小、一時中止等の選択をも視野に、予算編成をしなければならないとは考えております。

三輪一朝議員 課長がおっしゃっていただきました言葉は、非常に重いということを私は認識する次第なんですけど、そういったことにまで影響してくるといって、この新型コロナウイルスを一日も早く終息をするためにも、町当局、また町民含めての今後の、今後といたしましても、今もそうなんですけど、対応をしていかないといけないとは思いますが。そして、その対応策をどうしていくかというところで、次の質問に移らせていただきます。

本年度、もう後実質3か月と少しになりますが、新型コロナウイルス感染症の追加対応策についてでございます。何度も申し上げますとおり、第3波といえる新型コロナウイルス感染症が拡大しております。今はまだまだ数値が全国的に増えているような部分も見受けられます。

その中で、本町住民への支援策、あるいは施策というところについて、今後の拡大状況にもよるのですが、さらなる本町の独自の施策あるいは支援策というこ

とはあり得るのでしょうか。もし、あり得る場合につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がどのような状況、これも非常に難しい、ある程度想定をして施策が決まっていくということもありましようし、どのような状況に新型コロナウイルス感染症がなった場合に、そういった独自の支援は、あり得るのでしょうか。この点につきましてお尋ねします。

副 町 長 新型コロナウイルス感染症対策に係る追加経済策ということのご質問かと思えますけれども、現在取り組んでおりますのは、今年度で立案しております施策につきまして、例えば小規模事業者への支援につきましては、このたび期間を延長しております。そういった中で継続中の各事業について、さらなる周知にも現在取り組んでいるところでございます。

政府におきましては、令和2年度の第3次補正予算を作成しておりますが、本日決定されるというような情報もございます。直近の情報では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが今、合わせまして3兆円ほど出ております。このたびの第3次補正でも1.5兆円ほど計上するというような報道もございました。本町におきましては、今後、3月補正に向けまして、その臨時交付金を見込んだ中での、こういった対策が必要なのかということを検討していきたいと思えます。その中で、町独自の施策がさらにそこに上乘せができるのかどうか、それらも含めて、今後の検討になろうかと思っております。

三輪一朝議員 今、副町長がおっしゃいました今後の検討という中に、新型コロナウイルス感染症の今後の状況も、当然影響してくる場合があるという理解でいいのかなという、理解をしたわけです。ですが、町独自の施策がなされるという場合は、第4波、第5波が非常にもっと大きいとか、そんなことにもなってしまうということにもなりますので、それは非常に避けたいということで考えております。そうしましたら、財政に関する質問を終わらせていただきます。

次に、3番目といたしまして、併任人事協定に関してであります。

今年の6月のことであります。宍粟市と西隣となります佐用町は、県内の自治体間では初めての試みとされます、滞納されている税金を徴収する職員ということに限定しているようなんですが、この自治体の枠組みを超えて、両自治体を相互に応援する制度ということで、併任人事協定というものを結んでおるようです。

その効果については、まだちょっと、なかなかはかりかねているというふうなことも聞いております。結んだ事由といたしましては、地方自治体のマンパワーの不足時、またそういった対応を迅速化させること、あるいは両自治体のスキル、職員のスキル向上に期待をしているとのことであります。

そして、こういった併任人事協定という新しい制度を両自治体に取り入れていったわけなんですけど、本町におきましても、ほかの自治体と併任人事協定、これは先ほど申し上げました税金を徴収する職員ということに限ってなんですけど、こういった協定を締結して、自治体の事務遂行水準の向上を図ることにつきまして、検討されたことはあるのでしょうか。そして、検討の有無につきましても、その結論とした事由はどうだったのか、お尋ねをいたします。

総 務 課 長 平成30年度まで、県の個人住民税整理回収チームの職員を福崎町に併任し、滞納整理や滞納処分について、いろいろと指導を受けながら、合同して徴収に当たってきました。令和元年度からはその制度がなくなったため、県はこれに代わる施策として、市町間併任を進めていこうとしました。福崎町にも神崎郡3町で併任徴収をやらないかとの打診がありました。結果としては断ったのですが、これには次のような理由があります。

一つは、これが搜索などの対応処分の折の、単なる人数合わせのための併任で

はないのかという疑問を持ったことです。検索には人数が必要です。実際に財産の検索に当たる者、滞納者との折衝に当たる者、各方面との連絡調整に当たる者、そして役場で待機、指示する者などです。

本町では従来から、いざ検索となると、税務課徴収係だけでなく、税務課内のほかの係や滞納整理対策委員会を構成する各課から、課を超えての応援を得て行ってきました。他市町の応援を得なくても、単独でこのような体制を取ることが可能であったということです。

二つ目は、多くの市町では、その住所地で課税される者が多いので、他市町と併任しても、両者に共通する滞納事例が少ないということです。併任で検索の手伝いに行っても本町にメリットはほとんどありません。これがもし、国や県などとの併任なら共通する滞納事案も多くあり、福崎町にもメリットがあります。むしろ姫路県税事務所職員との併任を提案したぐらいです。

三つ目は、滞納整理、滞納処分は滞納の初期の段階から折衝、誓約、督促、差押え、などの過程を経た上で行うものです。そういった過程を経ずに、滞納の実態をよく知らないまま、一足飛びに滞納整理や滞納処分だけお手伝いで参加してもあまり意味がないと思います。そういった理由から、併任徴収制度には賛同しませんでした。

三輪一朝議員 今、課長がおっしゃいましたことも、宍粟市さん、佐用町さんですか、私が確認したのは宍粟市さんなんですけども、そういった事情も、いろいろマイナス面といいますか、効果が薄いということもおっしゃっておられました。その中であえてそれをやってみたということは、今課長がおっしゃいましたマイナス面を上回るものとか、県からの指導も当然あったとも聞いております。ただ一遍やってみようと、やることによって見えるものがあるであろうという、そういった意向もあったとも聞いております。

それが、次の質問にもなってくるのですが、少ない自治体職員のマンパワーをいかにして生かすかということも、特に宍粟市さんは考えていらっしゃるようにも伺っています。そういったところから、あえて実施されたというところのようです。結果としては、先ほども申し上げましたように、結果は特には見えていないというふうなところの中で、これからそういったプラスマイナスも判断されると思うのですが、ただ、やってみることに意義があるというチャレンジ的な部分、それを特にしてほしい、住民は評価をしているというふうなお話を聞いたりもしております。そういったところから、ちょっと質問をさせていただきました。

そうしましたら、次の質問の中で、今は税金を徴収する職員についてのみの併任人事協定についてお尋ねをしたわけなんですけど、この宍粟市と佐用町のようには、税金を徴収する職員ではなくて、これ以外の高い専門性を有するべき職種、事務があるとすればですよ、それは常勤ではなく、例えば非常勤であっても対応可能とか、いろんな選択肢が生まれてくるのかもしれない。そういった、いいところ取りをしていこうという、一方では厚かましいような考えなのかもしれませんが、積極的に他の自治体との併任人事協定を締結する、そして自治体の事務遂行水準の向上が図れるというふうなことについて、検討するに値するかどうかという、そういった本町の見解としてはどうなのでしょう。

総務課長 具体的にどのような業務での併任が必要なのか、よく分からないのですが、そのような話があれば、その都度検討するという程度の認識でありまして、特に積極的には考えておりません。ご質問のような場合で、高い専門性を有すべき職種や事務であれば、現在でも、例えば、まちづくり技術センターであるとか、日本下水道事業団へ設計等業務の委託などの形態で処理をしております

し、今後もこのような方法によるのではないかなと思います。

三輪一朝議員 自治体間ではなしに、ほかの自治体を含まない外部というところの利用というのは、いろんところで、それはそれがやっぱりメリットがあるから、そうしているというところですので、ほかの自治体をあえて使うべきやという、そういったところでメリットがあるということになれば、そういったことは全て排除せずに、検討をしていくことも将来の町民のためになってくるのではないかなと思います。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

本町組織の力量、あるいはパワー向上に係る取り組みについてであります。これは人の能力を活かすとか人材を活かす、活力の活ですね。そういったことを考えた質問でございます。

本町でもやっぴらっしゃると、部分的には聞いておるんですが、民間企業の多くでは、従業員からの新しい施策や提案を積極的に取り入れて、その業績向上に寄与するべく、採用していらっしゃいます。小さな提案であっても積み重なると非常に大きなものになるというのは、そのトヨタ方式という部分が最たる例であろうかと思うのです。

こういった民間企業では、従業員によります新たな施策や提案を積極的に採用しております。あまり効果がないとしても、提案を出すことというものにつきましても重視をして、出さないということのほうが、よくないという考え方でやっぴらっしゃいます。こういったことをやることによりまして、従業員個々と組織の一体感が増す、そして従業員のモチベーションが向上する、ひいては組織が活性化する、そして最終的には組織全体のパワー向上というところに結びついてるようです。また、結びつけているといったほうがいいのかも分かりません。

本町におきましても、同様あるいは類似の取り組みを部分的にやっぴらっしゃるともお聞きしたのですが、こういった取り組みを行うということにつきまして、本町の見解はどうでしょうか。

総務課長 おっしゃるとおりで、本町には事務改善奨励規程というものがあります。町政各般の事務処理について、職員の改善意見の提案を奨励し、かつその実現を図ることを目的としております。この規程の目的どおりの見解でございます。

三輪一朝議員 そうしますと、今制度があるということでしたら、それをまたもっと活発といいますか、活性化させるということも必要になってくるのではないかなと思うのですが、そういったところも、ブラッシュアップといいますか、磨き上げていって町政にプラスになるように、反映をさせていく必要があるのではないかなと思います。

そして、組織のパワーという観点で、次の質問になるのですが、自治体の多くですね、当然国なり県なりから、事務需要が下りてくるわけなので、行政需要につきましても、法の制度、あるいは、そういったものの改正に伴い増加しているのが、現状であろうかと思えます。

そういった中で、これも報道による情報なのですが、自治体の事務、政策の執行については、変革という観点からになります。何かを動かさないとその変革が望みにくいというふうな趣旨で、例えば自治体の組織改革をすることによって変化する、あるいは増加する行政需要に 대응することに結びつくというような、そういった議論が一部にあるようです。職員の皆様方が切磋琢磨、また自己努力によりまして、事務遂行能力をはじめとした、いろんな能力を向上させようとしていらっしゃる以外の、この組織改革というふうな、そんな観点が見えてきます。

ただ、とはいえ、事務事業の多くが国の制度によって地方自治体に任せられ

て、委任されているというところですので、組織改革もなかなか容易ではないというのも、当然見えるわけなんですけど、ただ、これは一つの何かを動かさないといけないという思いは当然理解ができるという、実際起こすのはなかなか簡単ではないと思うんです。

ただ、その中の組織改革ということになりますと、これも一例ではございますが、政策のブレーンを務める職員、またそれ以外には遊軍的に情報収集できる職員を置いて、育成していく必要性があるのではないかと。また、ほかには限られた資源を有効に組織に生かす工夫も、ところどころに当然織り込んでいくということになるかと思うのですが、その工夫をしていっても、その効果が発現することになりますと、年単位の事業を要する場合も少なからずあるかとは思っています。

そういった、今まで申し上げてきたことの中から、報道によればということでも申し上げてきましたが、本町におきましては、本町の10年、あるいは20年なのか、そんな遠くの先は見詰めにくいというのもございますが、近い将来を見詰めた組織と、その組織を構成する職員の在り方に係る取り組み、今申し上げました組織改革もそうでありましょうし、組織を構成している職員個々を強くすること、その取り組みの一つでありましょうし、こういったことにつきまして、本町の見解はどうなのか、お尋ねをいたします。

総務課長 変化、増加する行政事業に応えるため、組織改革をして、政策のブレーンを務める職員、遊軍的に情報収集できる職員を置き、育成すべきとのご提案かと思えます。

集中改革プランや行政改革の名の下、自治体は徹底した定員削減を行って来ました。また、地方分権という制度の名の下、税源移譲に合わせて、事務移譲などがされて来ました。この副作用として、慢性的な時間外勤務などが問題となってきました。このような中で職員は、日々の業務をこなすことに精いっぱい、先ほどの質問にもあったような業務提案を、積極的に行うことに割く時間的余裕などないという状況も、否定できないところであります。

こういった中、ご提案のような組織体制づくりは、なかなか困難なこととは思いますが、人事異動や機構改革に当たっては、専門性や適格性などを十分に見極めて、また研修機会を十分に活用して、対応していきたいというふうに思います。

三輪一朝議員 今、おっしゃられた事務委譲等々も含めて、時間外勤務も少なからず存在するという、そういった事情につきましては、承知しているつもりではございます。ただ、何か改革をしていくとありますと、やっぱりパワー、そのときに時間をかけて物事をつくっていく仕組みを、そういったことになりますので、ただ、それが成功しますと、後の事務的な投入時間といいますか、そういったもの、また残業も含めて関係してこようかと思うのですが、効果が表れるのも少し時間もかかるかと思うのですが、改善をしていくはずであろうと思うのです。

その勇気をあえてしていただくことを期待して、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

◇

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時07分

◇

議 長 会議を再開いたします。
次、5番目の質問者は、竹本繁夫議員であります。

質問の項目は

- 1、神崎郡ごみ処理施設建設について
- 2、行政手続に関する押印の見直しについて
- 3、新型コロナウイルス対策について

以上、竹本議員。

竹本繁夫議員 まず、最初にごみ処理施設建設について。

3町で進めておられます、ごみ処理施設の受入れ先が、市川町の地区で決定されたと聞きますが、市川町のどこの地区で決定されておりますか。

住民生活課長 市川町の浅野地区でございます。

竹本繁夫議員 市川町の浅野ということで、これはどこの地区でも言えることではありますが、地元の受入れに対して、必ず賛成の方、反対の方があると思います。事業を進めていく上では、少数の方の反対の意見、これはもう賛成が多いからここで決定されたということだと思えますけれども、反対の意見の人にも丁寧に聞いてあげていただく、聞けるところと聞けないところとあると思えますけれども、そういったところを丁寧に聞いてあげてほしいなど、それは思います。

まずは、どのようなごみ処理施設をこれから計画されているのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 ごみの処理方式や施設の整備方針につきましては、今年度から取りかかる予定のごみ処理施設整備基本計画を策定する中で、協議してまいります。浅野地区住民説明会の際には、全国的な実績や技術確立の面から、可燃ごみについては、ストーカ方式焼却炉で処理することを案として、説明させていただいております。

竹本繁夫議員 今、最終的に整備基本計画とか、そういったものの中から進めていかれるというのは分かるわけなんですけれども、今現在、中播北部は固形燃料化の方式を取られています。またご存じと思うわけですが、処理方式に対しては、そこで最終的に処理をしておりますので、燃料をつくった中で、次のところで最終的には処理先を見出しておるといふところでもありますので、そういう方式は大変行き先が不安定で、苦慮されていると、私は聞いております。そういう中で、今、全国的にストーカ方式の中で検討していくというのが、私的にもそのような方法がいいのではないかなど、そのように思っております。

令和元年度の12月17日に、ごみ処理計画検討特別委員会で、周辺の反対意見がありまして、福崎町での建設は断念すると、その場では報告がありました。それから1年が過ぎまして、先ほどの質問の中にもありましたように、反対する意見も、福崎町でもありましたように、やはり丁寧に反対の意見も聞いてあげ、私はその地区が賛成多数ということで、今の浅野地区ですね、浅野地区が決定されて、ただ、周辺地区がどこまで同意されておるのか、また周辺地区に対して、本当にきめ細かな説明ができるのかも含めて、お答えいただける範囲で結構でございますので、教えていただきたいと、そのように思います。

住民生活課長 11月1日に、浅野区で行われた住民投票の結果を踏まえまして、翌日の2日の朝、3町長がそろって浅野区公民館にまいりまして、浅野区長様、副区長様にお礼を申し上げ、同日と4日に隣接地区、隣接地区は小畑、屋形、東川辺、西川辺でございますが、区長様と事業所等に報告をしております。また12月2日には今回の公表につきまして、再度、浅野区及び周辺の各区長様にお伝えし、承諾を得ております。また、建設予定地の地権者、隣接地と思われる土地の所有者に

も、事業説明と測量のための立入りについて協力をお願いし、承諾を得ているところでございます。

竹本繁夫議員 今、隣接地、小畑、また屋形、西川辺、また事業所等説明されて、また協力要請の中で、特に反対意見はなかったのですか。

住民生活課長 回った中では、特に反対意見もございませんし、地区の中で説明会をしてくれという要望も今のところはございません。

竹本繁夫議員 協力していただけるということで、事務局のほうでは大変であろうとは思いますが、時間も本当に限られた時間でありますので、十分に説明をしてほしいというところがあれば、してあげてほしいなど、そのように思っています。

次に、3町での構成町で、要はこの事務事業を行っていくわけですが、新しく事務組合をつくるのか、それとも先日来から説明していただいた中での複合的な事務組合をつくれるのか、ある程度目安をしていかなければ、事業を進めていくに当たっても、人、予算も関係し、負担割合も関係してきます。やはりそういうことも含めて、協議していかなければなりませんので、早い段階から事務組合の設立等を考えていかなければならないのではないかなど、そのように思っていますけれども、いかがですか。

住民生活課長 新たな事務組合につきましては、従前より3町で協議しておりまして、現在の中播北部行政事務組合に、福崎町が加入する形となる方向で調整を進めております。加入の時期につきましても協議中ですが、早ければ令和3年3月議会におきまして、中播北部行政事務組合の加入についての議案を提案し、ご承認をいただければ、その後に兵庫県に事務組合規約変更の許可申請を行いたいと考えております。早ければ、令和3年7月での加入になると見込んでおります。

竹本繁夫議員 そのような時期的な計画が一番早いのではないかなど、私もそういうふうに思うわけですが、事務がスムーズにいき、また周辺地域から、また当該地域からも、協力を得ながら進めてほしいなど、期待をするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問でございますけれども、行政手続に関する押印の見直しについてということで、この押印について、私は役所の窓口では常々印鑑の必要性というのは、すごく思っておった時期があります。そういうような中で、やっこの押印の関係で、国レベルから話が出てきたなということをおもっています。

そういう中で、この押印の必要性をこれから検証、もう既に事務局のほうでは検討されておると、そのように思っておるところでございますけれども、この押印について、必要性がある場合とか、廃止を推進すべきことは廃止を推進し、国の法令でそういった根拠に押印を求めているものや、県の条例、規則で定められている書類などについては、関係機関の通達がなければ押印の廃止はできないと、これは考えますが、閲覧などの申請時で自分の自署ですね、本人確認ができれば、押印の必要性は、本当に私は思っておりません。

署名、または記名押印の、そういった中での選択制と考えていけるならば、一番ではないかなどおもいます。これまで各課でいろいろと申請時に押印を求めておられると思いますが、現在各課での廃止の取り組みの状況が分かれば、全体的にどれぐらい進んでおるのか、各課で報告じゃなくて、総務課長、まとめておられましたら、教えていただきたいとおもいます。

総務課長 今年の10月19日に、町幹部職員で組織します行政改革推進本部会議、この冒頭で町長から、本町も押印廃止に向けた検討を進めていくようにという指示がありました。これを受けて、行政文書を3種類に分類し、順次押印を廃止していくという方針を打ち出しています。

その3種類といいますのは、議員も先ほどの質問の中でもおっしゃったようなところでして、一つ目として、法令によって押印が義務づけられているものを除き、押印によらずとも免許証等による本人確認で足りるもの、または本人確認さえ必要のないもの。二つ目として、町の条例や規則で押印を義務づけているもので、その押印の可否を検討の上、押印不要と判断できるもの。そして三つ目として、国や県の法令で押印を義務づけているもの、という3種類になります。

まずは、各課で所管の行政書類の洗い出しを行い、全部で約1,000種類の書類の存在を確認しました。そのうち、最初に言いました押印によらずとも免許証等による本人確認で足りるもの、あるいは本人確認さえ必要のないものと分類した書類、これが約700種類ありました。現在はこの700種類を順次押印廃止すべく、作業を進めているところです。

竹本繁夫議員 改めて、そういった書類に押印が必要なものが、今お答えいただいた中で1,000種類の中で、700種類程度はすぐにできるのではないかなというお答えだったと思います。

次に、令和3年度において、国・県はそういった流れで制度改正、このようなことに対しても、やはりガイドラインによって押印の見直し、県のほうからもそういう指導というものがあろうと思いますけれども、そういうものは通知があったのですか。

総務課長 国が押印廃止について言及し出した後、県は10月12日に行政手続に関する押印、書面規制等の見直しということで、基本方針やスケジュールなどを発表しました。これを参考にしながら、福崎町も先ほど申しました取り組みを始めたわけですが、その後、国・県の動きは今のところないように思います。

竹本繁夫議員 何でもそうなんですけれども、やはり国が動けば県のほうも指導に乗ってくると、基本計画を出しながら、多分進めていかなければならないのではないかなと思います。これに関係するかどうかわからないんですけども、コンビニで住民票とか戸籍謄本など、電子申請サービスが受けられるようになっております。これから、転入届とか転出届、ちょっと私もわからないんですけども、下水道などのこういう手続についても、コンビニのほうで、これからそういう手続が可能になるのでしょうか。

住民生活課長 コンビニでのサービスは証明発行のみとなっております。異動につきましては、転入、転出先の市町との関係もございますので、統一した体制整備が必要と考えます。

上下水道課長 下水道の手続につきましては、排水設備等々の接続の申請のことだと思われませんが、そういったものについては、窓口で手続をしていただくというようなことでございます。コンビニではできないということでございます。

竹本繁夫議員 多分、つなぎ込みとか排水の手続も、簡単であれば、できるのではないかと。私も先日コンビニでマイナンバーカードを、ちょっとそういうものをしなければ、機械は動かないんですね。だからそれを今度自分の暗証番号を入れて、手続的には交付というのをしていくわけなんですけれども、これからマイナンバーカードもできるだけ手続、今現在、住民の方が何%になっているのか、わからないんですけども、そういうようなことも、こういうことも含めて増えてくれば、マイナンバーカードも増えてくるのではないかなと、そういう相乗効果も出てくるのではと、そのように思っています。

次に、なかなかこの時代の流れで、ペーパーレス化になる傾向と考えられますが、電子化だけでは確認が実際できないものがあります。実際そういうものは先ほど、この押印のほうでも1,000種類ある中で、700種類は今のところは

できるけども、後のやつは可能ではないと。一つは入札書とか、契約書など、実際、実印とか認印との違いにより法令で定められていると、そのように思っています。だからなかなか廃止はできないと、これからはちょっと分かりませんが、今現在では、やはり実印がいつているものでは、認められないのではないかなと、そのように思っています。でも、多くの事務の簡素化が、これによって、700が900ぐらいまで進んでいくのではないかなと思うわけなんですけども、その予想はどうでしょうか。

総務課長 確かに議員がおっしゃるとおり、今、取りあえず700ではありますけども、これから精査していく中で、800、900となっていくものと思います。今まで慣例的に認印の押印を必要としていた書類がたくさんあります。今回の押印廃止での基本的な考え方は、認印では本人確認や不正防止等の実効性は担保されないということです。本人確認のためとか、不正防止のためとかといった理由で、認印による押印を求めている書類は、基本的に全て押印を廃止できるものと考えています。

逆にいいますと、本当に押印が必要なものは、実印による押印が必要なのではないかなというふうな考えも持っているのですが、この部分については今後もさらに研究、検討が必要と考えています。そのほか、会社ですとか自治体など、団体から提出される書類、その団体の総意であるのかどうか、それを担保するために、今後も押印を求めていくべきといったような考え方もあります。これについても、さらに研究、検討が必要だと、このように思っております。

竹本繁夫議員 どうもありがとうございます。

では、最後の質問ということで、新型コロナウイルスの対策について、質問させていただきます。

これまで、保健所中心だった相談・検査体制から、身近なかかりつけ医などに相談できる体制として、大変安心できると、そういうように考えられますけども、実際に発熱があり、かかりつけ医の医療機関に受診する場合、実際、PCR検査ですね。PCR検査がこの福崎町の医療機関で現在されているのか。また、なければ、都道府県の指定を受けている指定医療機関を紹介してもらえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長 10月の末より、発熱等の症状がある場合につきましては、かかりつけ医に電話などで相談した上で受診をし、かかりつけ医が検査可能な医療機関であれば、そこで検査を実施し、そうでない場合につきましては、かかりつけ医から紹介されました医療機関で、PCR検査を受けることになっております。なお、かかりつけ医がない場合につきましては、今までどおり所管の保健所に相談することになります。町内にPCR検査を行うことのできる医療機関はあると聞いておりますが、医療機関への患者の殺到ですとか、風評被害の観点から、医療機関名については非公表ということになってございます。

竹本繁夫議員 また、後で質問をしたいと思うんですけども、福崎町でも医療機関がPCR検査をされると。されるところがあれば、殺到するなり、また風評被害、実際に、本当はこういうことがなければいいんですけども、やはり現実にあるとなると、なかなか公表できないというのも理解するわけなんですけども、ちょっとそういうところでは、残念に思います。

このコロナの本当の増え方というんですか、先ほど来からも1波、2波、3波というふうに、今現在、この冬を迎えて、もう本当に予想どおり、ワクチンがなければ感染が拡大をしておると、また初めの感染者が、この神崎郡の中でも、この中播磨保健所、今日の新聞でも50名でしたかね、50名の数値からも、本当

に人数から、私はよく抑えておるなど、本当にみんなが協力して、感染拡大防止に協力されておるなどというのは実感でございます。

先日来、市川中学校でクラスターが発生しました。でも最初の方が持ち込んだときには職場だったのか、また通勤途上であったのか、そういう方が感染されて、また学校へ持ち込んだのか、これは分かりませんが、福崎町としてこの感染予防啓発の、そういった流れの中での取り組み、先日からこの緑色のやつ、2枚ほど、先日もこのA4サイズのこのチラシを配布されておられるわけなんですけども、保存版というようなもので、ひょうごスタイルということで、啓発の冊子をつくっておられるんですけども、少し水色では見にくいなど。また、ちょっと工夫されてほしいなど、ちょっとそのように思いますので、啓発に対しても取り組んでほしいなどと思います。

一つの啓発の中で、先日、テレビを見ておりましたら、大阪の教育委員会、ITによる動画配信によって、啓発動画を小学生に学習されておられました。これも後で、質問の中で入れておるんですけども、実際、差別の問題についても、この市川中学校でクラスターが発生しました。そういうようなことも、啓発の中から、次にはどうしていくんだということを子どもたちに、先生が子どもたちに教えておられました。

一つ気になったのは、これは答えてもらえるのかどうか分かりませんが、市川中学校でクラスターが発生した中で、感染者の受入れ施設は病院だったのか、宿泊施設に隔離されておられるのか、兵庫県の状態では自宅はないということを知っておりますので、この辺どうだったのですか。お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 議員言われますように、兵庫県では原則自宅療養は行わず、有症状の方につきましては、急変、重症化に備えまして、原則入院。それから軽症者及び無症状の方につきましては、ホテルなどでの宿泊療養ということになっております。今回のケースをはじめまして、各所で起こっておりますクラスターにつきましては、一気に多数の陽性者が発生をしまして、保健所などのコーディネートにも、非常に時間がかかっている状況でございますが、必要な方につきましては、入院したり、宿泊療養をしておりますが、その人数でありますとか、場所については公表はされていないということでございます。

竹本繁夫議員 これも本当に風評被害といいますか、そういうものになってこようと思います。本当に、人は不安な状況が起こるときに、実際、正しい知識を持たないで、不安をあおる行動を起こします。これがネットだったり、うわさ話になったり、そのようなことで、誹謗中傷、差別につながるネットの書き込み、そういうものを行わない環境づくりが大切ではないかなと、そのように思っています。

私たちは、感染者に寄り添い、差別を受けた人が安心して、今までと同じ日常生活を送るようなことができるように、これも一つ、相談体制を充実させていただきたい、そのように思っております。安心して、心のケアなどの支援体制が整っていると同時に、差別に対して法的措置、やはり差別があれば法的措置も必要ではないかなと、そのように考えます。

そのような支援体制が整っていることで、差別を受けた人が安心できるのではないのでしょうか。やはり、いつそのような場所に、そのようなことが起こり得れば、そのようなところへ相談できるということを、この冊子にも記載していただき、周知することによって抑止効果にもつながってくると、そのように考えていますが、いかがお考えでしょうか。

社会教育課長 SNS等の普及に伴いまして、インターネット上で気軽に自由なコミュニケー

ションを行うことができるようになった一方で、新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷する書き込みが、深刻な社会問題となっています。そのため国においては、訴訟しなくても、投稿者を開示する仕組みづくりや、インターネット上の違法、有害情報に対する対応、誹謗中傷に対する関係省庁や産学民の利害関係者と連携して、早急に取り組むべき具体策を示すとともに、SNS上のやり取りで悩む方に役立てていただくための特設サイトや相談窓口を紹介しています。

兵庫県におきましても、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を入手し、人権侵害につながることはないよう、冷静な行動を呼びかけるとともに、ホームページで相談窓口を案内しているところです。

福崎町でも、学校での感染症の正しい知識や、新しい生活様式の指導を継続するとともに、住民への理解を深めるため、啓発チラシによる周知に努めています。また、研修機会を見つけ、人権に関する諸問題としても、さらなる周知に取り組んでいるところでございます。

竹本繁夫議員 本日にホームページとか、そういったもので周知していただくことも、一つの方法でございますけれども、先ほども、ここに持ってありますように、保存版というぐらい出てありますように、もう少し見やすく、もう少しどこへ相談をかければ、ここへつながってくるんだというものをつくっていただき、全町民に、できるだけ早いうちに、配布していただければありがたいかなと、そのように思っておりますので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上で、竹本繁夫議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、明日12月16日水曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時42分